

0001

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：基礎

会社法上の「会社」の種類の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社。

イ：株式会社、有限会社、合名会社、合同会社。

ウ：株式会社、一般社団法人、合資会社、合同会社。

エ：株式会社、特定目的会社、合名会社、合同会社。

答え・解説

正答：ア

ア：会社法上の会社は、株式会社と持分会社に大別され、持分会社には合名会社・合資会社・合同会社がある。

イ：有限会社は会社法施行後に新設できる会社類型ではない。

ウ：一般社団法人は会社法上の会社ではない。

エ：特定目的会社は会社法上の会社類型ではない。

総合解説：会社法上の基本類型は4種類である。持分会社3類型の責任形態との違いは後続論点でも重要になる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0002

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：応用

全株式に譲渡制限を設けるA社と、一部種類株式のみ譲渡制限を設けるB社がある。会社法上の公開会社概念について正しい説明はどれか。

ア：発行する全部の株式について譲渡による取得に会社の承認を要する旨を定款で定めている会社は、公開会社ではない。

イ：証券取引所に上場している会社だけを公開会社という。

ウ：株主数が1,000人以上なら、定款の譲渡制限に関係なく必ず公開会社となる。

エ：一種類でも譲渡制限株式を発行していれば、他の株式が自由譲渡でも公開会社ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：会社法上の公開会社は、発行する全部又は一部の株式について譲渡制限を設けていない株式会社をいう。全株式に譲渡制限がある会社は非公開会社である。

イ：会社法上の公開会社概念は上場の有無とは一致しない。

ウ：株主数ではなく株式の譲渡制限の有無で判断する。

エ：一部でも譲渡制限のない株式があれば公開会社に該当し得る。

総合解説：公開会社が否かは、機関設計や募集株式発行手続など多数の規定に影響するため、定義を正確に押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0003

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：標準

会社法上の「大会社」に該当する株式会社として最も適切なものはどれか。

ア：最終事業年度に係る貸借対照表上の負債の部の合計額が200億円以上である株式会社。

イ：資本金が3億円で負債が100億円の株式会社。

ウ：売上高が500億円であれば、資本金・負債額に関係なく必ず大会社となる。

エ：従業員が1,000人以上であれば、資本金・負債額に関係なく必ず大会社となる。

答え・解説

正答：ア

ア：会社法上の大会社は、資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社である。

イ：資本金5億円以上又は負債200億円以上のいずれにも該当しない。

ウ：大会社の定義に売上高基準はない。

エ：従業員数は会社法上の大会社の定義基準ではない。

総合解説：大会社の定義は機関設計・会計監査人設置義務等に関係する。数値基準は資本金5億円・負債200億円である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0004

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：応用

株式会社の法的性質に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社は株主の共有物にすぎず、会社自身は権利義務の主体になれない。

イ：株式会社は法人であり、株主とは別個の権利義務の主体となる。

ウ：株式会社の債務は、原則として全株主が無限に直接負担する。

エ：株式会社は自然人と同一なので、婚姻など自然人固有の身分行為も行える。

答え・解説

正答：イ

ア：株式会社には独立の法人格がある。

イ：会社法は会社を法人と定めており、会社財産と株主個人の財産は法的に区別される。

ウ：株主は原則として引受額を限度とする有限責任を負う。

エ：法人はその性質上できない行為がある。

総合解説：法人格の独立性は、会社財産・株主責任・代表行為など企業法の各論点の基礎となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0005

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：応用

株式会社の商号に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社は商号中に会社形態を示す文字を一切用いてはならない。

イ：株式会社は、その商号中に「株式会社」という文字を用いなければならない。

ウ：合同会社が商号中に「株式会社」と表示しても、当事者が同意すれば有効である。

エ：商号は必ず創業者個人の氏名と同一でなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：株式会社であることを示す文字が必要である。

イ：会社法は会社の種類が商号から識別できるよう、株式会社には「株式会社」の文字を用いることを求める。

ウ：他の会社類型と誤認させる表示は認められない。

エ：そのような要件はない。

総合解説：商号規制は会社類型の表示と第三者保護に関係する。会社ごとに所定の文字を用いる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0006

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：標準

A社が多額の債務を負った場合の株主個人の責任について、株式会社制度の原則として正しいものはどれか。

ア：株主は会社の全債務について当然に連帯無限責任を負う。

イ：株主は会社が赤字になった場合、会社から求められれば引受価額を超えて追加出資する法的義務を常に負う。

ウ：株主は会社の債権者に対し、保有株式数に比例して直接弁済する義務を負う。

エ：株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

答え・解説

正答：エ

ア：株式会社の株主は原則として有限責任である。

イ：一般的な追加出資義務はない。

ウ：会社債務の債務者は会社であり、株主が当然に直接弁済義務を負うわけではない。

エ：株式会社では会社債権者に対して株主が原則として直接無限責任を負うのではなく、出資額を限度とする有限責任制が採られている。

総合解説：株主有限責任は株式会社制度の基本である。会社債権者保護は資本・開示・機関規律等の別制度で補完される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0007

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：標準

法人である株式会社が行うことのできる法律行為の範囲について、最も適切な説明はどれか。

ア：株式会社は定款記載の目的に関係する行為以外について、対外的に一切権利能力を持たない。

イ：株式会社は法人であるため、自然人に可能な全ての身分行為も行える。

ウ：株式会社は権利義務の主体ではないため、不動産の所有者になれない。

エ：株式会社は法人として広く権利義務の主体となるが、法人の性質上できない身分行為などには限界がある。

答え・解説

正答：エ

ア：会社の行為能力・目的との関係は単純に対外的無効とするものではない。

イ：法人の性質上できない行為がある。

ウ：会社は法人として財産を所有できる。

エ：会社は法人として契約・財産取得・訴訟等の主体になれるが、婚姻等の自然人に固有の行為はできない。

総合解説：会社の能力は法人格から出発し、自然人固有の行為は除かれる。定款目的との関係は取締役の権限・責任等とも結び付けて考える。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0008

会社法総則・設立・株式 > 総則・会社の類型・会社の能力 | 難易度：標準

株式会社Aの設立手続が進行している。A社に法人格が発生する時点で最も関係する本店所在地での手続はどれか。

ア：会社は本店の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

イ：定款を作成した時点で会社は当然に成立し、設立登記は成立後の任意手続にすぎない。

ウ：株主が最初の出資を約束した時点で法人格が発生する。

エ：本店所在地は会社成立と無関係で、登記にも用いられない。

答え・解説

正答：ア

ア：株式会社を含む会社は、設立登記によって法人として成立する。本店所在地は登記管轄等の基礎となる。

イ：会社は設立登記によって成立する。

ウ：設立登記前には会社は成立していない。

エ：本店所在地は設立登記や法的な所在地の基礎となる。

総合解説：会社成立時点は頻出である。『定款作成』『出資履行』『機関選任』ではなく、設立登記によって会社が成立する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0009

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

発起人だけで設立時発行株式の全部を引き受ける方法と、外部の引受人も募る方法の違いとして正しいものはどれか。

ア：発起設立では発起人は株式を一切引き受けない。

イ：発起設立では設立時発行株式の全部を発起人が引き受け、募集設立では発起人が一部を引き受け、残りについて設立時募集株式の引受人を募集する。

ウ：募集設立では設立時発行株式の全部を発起人だけが引き受ける。

エ：発起設立と募集設立は登記後の増資方法の違いをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：発起人は少なくとも1株以上を引き受ける必要がある。

イ：設立時発行株式を誰が引き受けるかにより、発起設立と募集設立に区別される。

ウ：それは発起設立である。

エ：いずれも株式会社の設立方法である。

総合解説：発起設立と募集設立の違いは、設立時募集株式の有無を軸に整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0010

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

株式会社設立時の発起人に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：発起人は定款に氏名を記載するだけで、株式を引き受ける必要はない。

イ：各発起人は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。

ウ：発起人は必ず設立時発行株式の全部を引き受けなければならない。

エ：発起人になれるのは自然人だけで、法人は発起人になれない。

答え・解説

正答：イ

ア：各発起人に株式引受義務がある。

イ：発起人は株式会社設立の中心主体であり、設立時発行株式を少なくとも1株引き受ける必要がある。

ウ：募集設立では全部を引き受ける必要はない。

エ：法人も発起人となり得る。

総合解説：発起人の地位は定款作成と株式引受を基礎に成立する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0011

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

株式会社の原始定款における絶対的記載事項として最も適切なものはどれか。

ア：目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、発起人の氏名又は名称及び住所。

イ：取締役全員の年間報酬額。

ウ：設立後10年間の利益計画。

エ：全従業員の氏名及び住所。

答え・解説

正答：ア

ア：これらは原始定款に欠けると定款自体の効力に影響する基本事項である。

イ：定款の絶対的記載事項ではない。

ウ：定款の絶対的記載事項ではない。

エ：定款記載事項ではない。

総合解説：絶対的記載事項と、現物出資等の変態設立事項を区別することが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0012

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

株式会社の原始定款の効力に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：発起人全員が署名すれば、公証人の認証は不要である。

イ：設立登記後に初めて公証人の認証を受ける。

ウ：原始定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

エ：持分会社の設立と同様、株式会社の原始定款にも認証制度はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：株式会社の原始定款には認証が必要である。

イ：原始定款の認証は設立手続の前段階で行われる。

ウ：株式会社の設立では発起人が作成した原始定款に公証人の認証が必要である。

エ：株式会社には原始定款認証がある。

総合解説：株式会社と持分会社では定款認証の要否が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0013

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

株式会社設立時の現物出資に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：現物出資は設立時には一切認められない。

イ：現物出資をする者の氏名又は名称、出資財産、その価額、割り当てる設立時発行株式数等は、原則として定款に記載又は記録する必要がある。

ウ：現物出資の内容は口頭合意だけで足り、定款への記載は不要である。

エ：現物出資をできるのは設立時募集株式の引受人だけで、発起人はできない。

答え・解説

正答：イ

ア：会社法上、一定の手続の下で認められる。

イ：現物出資は会社財産の過大評価を通じて会社債権者等を害するおそれがあるため、変態設立事項として規律される。

ウ：原則として定款記載等が必要である。

エ：設立時の現物出資は発起人が行う。

総合解説：現物出資は設立財産の実在性・評価の適正性確保が中心論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0014

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：応用

発起人が金銭出資をする場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア：設立時は払込金額の半額だけ支払えばよい。

イ：引き受けた設立時発行株式について、定められた払込金額の全額を払い込まなければならない。

ウ：払込義務は会社成立後に初めて発生する。

エ：金銭出資は必ず現金手渡しで行い、金融機関を利用してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：設立時発行株式については全額払込みが必要である。

イ：設立時の出資では、引受株式について所定の払込金額を全額履行することが必要である。

ウ：設立手続中に出資履行が必要である。

エ：会社法上の方法に従い払込みを行う。

総合解説：設立時には資本充実の観点から出資履行が厳格に要求される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0015

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：応用

発起人が会社に対して有する貸金債権と、設立時発行株式の払込義務との関係として最も適切なものはどれか。

ア：当事者が合意すれば常に相殺できる。

イ：相殺できるのは発起人だけで、募集株式引受人はできない。

ウ：払込義務は金銭債務ではないので、そもそも出資履行は不要である。

エ：発起人は、払込義務を自己の会社に対する債権と相殺することはできない。

答え・解説

正答：エ

ア：設立時払込義務については相殺が制限される。

イ：発起人について相殺禁止が問題となる。

ウ：引受株式について払込義務を履行する必要がある。

エ：設立時の資本充実を確保するため、払込義務との相殺は認められない。

総合解説：設立時の相殺禁止は、名目的な資本形成を防ぐ資本充実原則に関係する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0016

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

出資履行後、会社成立前に選任された設立時取締役が確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

ア：会社成立前から代表取締役として通常の営業を無制限に開始する。

イ：出資の履行や設立手続が法令・定款に違反していないか等を調査する。

ウ：定款の絶対的記載事項を自由に削除する。

エ：発起人の出資義務を免除する。

答え・解説

正答：イ

ア：設立中の会社には成立後の通常業務執行と同一の権限があるわけではない。

イ：設立時取締役には設立経過の調査を通じて設立手続の適法性を確保する役割がある。

ウ：定款変更には所定の設立手続が必要である。

エ：設立時取締役にそのような権限はない。

総合解説：設立時役員の調査制度は、違法・不当な設立を会社成立前に是正する機能を持つ。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0017

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

株式会社が法人として成立する時点として最も適切なものはどれか。

ア：原始定款が公証人に認証された時。

イ：発起人が最初の株式払込みをした時。

ウ：本店所在地において設立の登記をした時。

エ：設立時取締役が選任された時。

答え・解説

正答：ウ

ア：定款認証だけでは会社は成立しない。

イ：払込みは必要な設立手続だが、それだけで法人格は発生しない。

ウ：会社法上、株式会社は設立登記によって成立する。

エ：役員選任後も設立登記が必要である。

総合解説：成立時点は、設立中の会社と成立後の会社の責任関係を考える基礎となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0018

会社法総則・設立・株式 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

設立登記後に重大な設立手続上の瑕疵が判明した。この瑕疵を法的に争う方法について正しいものはどれか。

ア：会社成立後の設立無効は、会社法が定める訴えによって主張する制度が設けられている。

イ：会社設立に瑕疵があれば、誰でもいつでも口頭で当然無効を主張できる。

ウ：設立登記後はいかなる設立瑕疵も法的に問題にできない。

エ：設立無効の訴えは会社成立前だけに提起できる。

答え・解説

正答：ア

ア：会社成立後の法的安定性を確保するため、設立の瑕疵は一般の無効主張ではなく会社法上の設立無効の訴えで処理される。

イ：会社法は設立無効を訴えによって処理する。

ウ：設立無効の訴えという制度がある。

エ：会社成立後の設立無効を争う訴訟制度である。

総合解説：組織法上の瑕疵は、多数の利害関係人への影響から、訴えの制度により画一的に処理される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0019

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：基礎

株主平等の原則に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならない。

イ：全ての株主を保有株式数に関係なく完全に同一に扱わなければならない。

ウ：種類株式を発行した会社では株主平等原則は適用されない。

エ：株主平等原則は取締役だけに適用され、会社には適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：株主平等は同一内容の株式について持株数に応じた平等取扱いを求める原則であり、種類株式制度との両立が前提となる。

イ：株式数や株式の内容に応じた差異は認められる。

ウ：種類株式の内容の違いを前提に各種類内で平等取扱いが求められる。

エ：株式会社が株主を平等に取り扱うべき原則である。

総合解説：株主平等は『全員同一』ではなく、『株式の内容と数に応じた平等』である点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0020

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：応用

普通株主Aの基本的な財産的地位について、会社法上許されない定款設計はどれか。

ア：会社は定款で定めれば、株主から剰余金配当請求権と残余財産分配請求権の双方を完全に奪える。

イ：株主には財産的権利はなく、議決権だけが認められる。

ウ：株主は必ず全ての事項について議決権を持ち、種類株式で制限できない。

エ：会社は、株主から剰余金配当請求権と残余財産分配請求権の双方を完全に奪う内容の株式を発行することはできない。

答え・解説

正答：エ

ア：双方を完全に奪うことは認められない。

イ：配当・残余財産分配等の財産的権利がある。

ウ：種類株式により議決権を制限することができる。

エ：会社法は株主の財産的権利の最低限を確保しており、配当と残余財産分配の双方を否定することはできない。

総合解説：株主権は自益権と共益権に整理されるが、会社法上の最低限の財産的地位も押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0021

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：応用

種類株式として定めることができる事項として最も適切なものはどれか。

ア：株主の刑事責任の内容を種類株式ごとに変更すること。

イ：会社の法人格の有無を種類株式ごとに変えること。

ウ：取締役の善管注意義務の有無を種類株式ごとに変更すること。

エ：剰余金の配当、残余財産の分配、議決権、譲渡制限、取得請求権等について異なる内容を定めること。

答え・解説

正答：エ

ア：種類株式で定める事項ではない。

イ：会社の法人格は株式種類ごとに変わらない。

ウ：役員責任の規律を種類株式で変更するものではない。

エ：会社法は複数の事項について内容の異なる種類株式を認め、資金調達やガバナンス設計の柔軟性を確保している。

総合解説：種類株式の出題では、経済的権利・議決権・譲渡・取得に関する多様な設計を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0022

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：基礎

株式の譲渡に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：株主は、その有する株式を原則として譲渡することができる。

イ：株式は会社の同意がなければ常に譲渡できない。

ウ：株式は相続でのみ移転し、売買による譲渡は認められない。

エ：株式譲渡自由の原則は公開会社には適用されず、非公開会社だけに適用される。

答え・解説

正答：ア

ア：株式会社では投下資本回収の手段として株式譲渡自由が原則であり、定款により譲渡承認制を設けることができる。

イ：譲渡自由が原則で、承認制は定款による例外である。

ウ：売買等による譲渡が認められる。

エ：原則は全株式会社に共通し、譲渡制限を設けるかが問題となる。

総合解説：譲渡自由と譲渡制限の関係は、公開会社の定義にも直結する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0023

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

譲渡制限株式について株主が第三者への譲渡承認を会社に請求し、会社が承認しない場合の制度として最も適切なものはどれか。

ア：会社が不承認とすれば、株主は永久にその株式を処分できない。

イ：会社が不承認の場合、株式は自動的に消滅する。

ウ：会社が不承認でも、株主は承認なしに第三者へ対会社関係でも完全に有効な譲渡を主張できる。

エ：株主は一定の場合に、会社又は指定買取人が当該株式を買い取ることを求めることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：不承認時には買取制度がある。

イ：株式が消滅する制度ではない。

ウ：譲渡制限株式では会社に対する関係で承認が重要となる。

エ：譲渡制限により株主の投下資本回収が不当に妨げられないよう、不承認時の買取制度が設けられている。

総合解説：譲渡制限制度は会社の人的閉鎖性と株主の換価利益を調整する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0024

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：応用

株式譲渡後に譲受人が会社に対して株主としての権利を主張するための基本的な手続として最も適切なものはどれか。

ア：譲渡契約書を税務署へ提出するだけで足りる。

イ：取締役全員の個人保証を得る。

ウ：会社の商号を変更する。

エ：株主名簿に譲受人の氏名又は名称及び住所等を記載又は記録する。

答え・解説

正答：エ

ア：会社に対する株主資格の対抗要件とは異なる。

イ：株主資格の対抗要件ではない。

ウ：株式譲渡と無関係である。

エ：株式譲渡を会社に対抗するには、原則として株主名簿の名義書換が重要となる。

総合解説：株式譲渡の効力と、会社に対する対抗要件を分けて理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0025

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

株主の権利行使者を確定する基準日制度に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社は一定の日を定め、その日に株主名簿に記載又は記録された株主を、一定の権利を行使できる者と定めることができる。

イ：基準日は会社成立時に一度だけ設定でき、その後変更できない。

ウ：基準日を定めると、その日以後の株式譲渡は法律上禁止される。

エ：基準日は取締役の任期だけを確定する制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：基準日は、株主総会議決権や配当等の権利者を一定時点で確定するための制度である。

イ：必要に応じて権利ごとに設定できる。

ウ：譲渡は禁止されず、特定の権利行使者を確定する制度である。

エ：株主の一定の権利行使者を確定する制度である。

総合解説：基準日は株式が頻繁に譲渡される中で権利行使者を固定する実務的重要制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0026

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：基礎

1株を2株に分けるなど、既存株式を細分化する手続の効果として正しいものはどれか。

ア：株式分割を行うと、必ず会社に新たな現金が払い込まれる。

イ：株式分割では株式数が減少する。

ウ：株式分割は既存株式を一定割合で細分化するもので、通常、会社の純資産総額そのものを増加させない。

エ：株式分割は会社を解散する手続である。

答え・解説

正答：ウ

ア：新規出資を伴う制度ではない。

イ：株式数を増加させる制度である。

ウ：株式分割では株式数が増えるが、会社へ新たな出資が行われるわけではないため、会社財産が分割だけで増えるわけではない。

エ：資本政策上の株式数調整であり解散とは無関係である。

総合解説：株式分割・株式併合・株式無償割当ての違いを整理することが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0027

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：応用

既存の10株を1株にまとめるなど、発行済株式数を減らす手続について正しい説明はどれか。

ア：株式併合は取締役一人の判断だけで常に実施できる。

イ：複数の株式をより少数の株式にまとめる手続であり、株主の持株数に重大な影響を与えるため株主総会の特別決議等が要求される。

ウ：株式併合では株式数が増加する。

エ：株式併合をすると会社の法人格が消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として株主総会の特別決議が必要である。

イ：株式併合は端数発生等により株主の地位へ大きく影響し得るため、株式分割より厳格な手続が設けられている。

ウ：株式数を減少させる。

エ：会社は存続する。

総合解説：分割は株式数増加、併合は株式数減少という基本に加え、決議要件の違いを押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0028

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

株券に関する会社法上の説明として最も適切なものはどれか。

ア：全ての株式会社は必ず全株式について紙の株券を発行しなければならない。

イ：株式会社は、定款で株券を発行する旨を定めた場合に株券発行会社となる。

ウ：株券を発行するかどうかは各株主が自由に決め、会社の定款は関係しない。

エ：株券発行会社になった場合、株主名簿は一切不要になる。

答え・解説

正答：イ

ア：株券発行は原則ではない。

イ：会社法では株券不発行が原則であり、定款で発行する旨を定めた会社が株券発行会社となる。

ウ：会社として株券発行会社かどうかを定款で定める。

エ：株主名簿制度は引き続き重要である。

総合解説：現行会社法では株券不発行が基本である点は、旧法との違いとして出題されやすい。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0029

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

株式会社が保有する自己株式に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：自己株式には通常株式の2倍の議決権が付与される。

イ：会社が保有する自己株式について、会社は株主総会の議決権を有しない。

ウ：自己株式を取得した瞬間に必ず消却しなければならない。

エ：自己株式は会社の資産ではなく、必ず株主へ無償返還しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：自己株式に議決権はない。

イ：自己株式に議決権を認めると経営者が会社資金で自らの支配権を強化できるため、議決権は認められない。

ウ：保有することができ、消却は別途の手続である。

エ：自己株式の会計・法的取扱いとは別途規律される。

総合解説：自己株式では議決権・配当等の扱いが通常株式と異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0030

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：基礎

株式会社による自己株式の取得に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：自己株式の取得は会社法上全面的に禁止されている。

イ：自己株式の取得は会社法上認められているが、取得対価の交付には分配可能額による財源規制が問題となる場合がある。

ウ：自己株式取得では会社財産が流出しないため、財源規制は一切ない。

エ：自己株式取得は必ず新株発行と同時に行わなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：一定の手続・財源規制の下で認められる。

イ：自己株式取得は実質的に株主への会社財産の払戻しとなるため、会社債権者保護の観点から財源規制が設けられている。

ウ：取得対価として会社財産が流出するため規制がある。

エ：そのような一般的要件はない。

総合解説：自己株式取得は資本政策上重要だが、株主平等・手続規制・財源規制の三方向から整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0031

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

特定の株主からだけ自己株式を取得する場合に、他の株主保護のため追加的な手続が設けられている趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：自己株式取得により必ず会社が解散するため。

イ：特定株主からの取得は常に無償でなければならないため。

ウ：自己株式には議決権があるため、特定株主へ議決権を移すため。

エ：会社財産を用いた取得が特定株主だけを不当に優遇し、株主平等を害することを防ぐため。

答え・解説

正答：エ

ア：解散とは無関係である。

イ：有償取得もあり得る。

ウ：自己株式に議決権はない。

エ：特定株主からの取得は株主間の利益配分へ影響しやすいため、一般の取得より株主平等への配慮が必要となる。

総合解説：自己株式取得では、会社債権者保護だけでなく株主間の公平も重要な制度趣旨となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0032

会社法総則・設立・株式 > 株式・自己株式・株式譲渡 | 難易度：標準

譲渡制限株式を相続その他の一般承継により取得した者に対する会社法上の制度として最も適切なものはどれか。

ア：定款に定めがある場合、会社は一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、その株式を会社へ売り渡すよう請求できる。

イ：相続による株式取得は法律上常に無効である。

ウ：会社は定款の定めがなくても、相続人から常に無条件で株式を没収できる。

エ：譲渡制限株式は相続の対象にならない。

答え・解説

正答：ア

ア：閉鎖会社では、相続等により会社が望まない者が株主になることを防ぐため、定款に基づく売渡請求制度がある。

イ：相続等による一般承継は生じ得る。

ウ：売渡請求には定款上の根拠等が必要である。

エ：相続の対象となり得る。

総合解説：譲渡制限は売買等の特定承継と相続等の一般承継で規律が異なる点に注意する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0033

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

取締役会設置会社と非設置会社の株主総会の権限に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：取締役会設置会社の株主総会は、会社に関する全事項を常に自由に決議できる。

イ：取締役会非設置会社では株主総会を置くことができない。

ウ：取締役会非設置会社の株主総会は会社に関する一切の事項について決議できるのに対し、取締役会設置会社では会社法又は定款で定めた事項に限って決議できる。

エ：株主総会の権限範囲は取締役会設置の有無に関係なく完全に同じである。

答え・解説

正答：ウ

ア：取締役会設置会社では株主総会の権限は限定される。

イ：株式会社には株主総会が存在する。

ウ：取締役会設置会社では業務執行の意思決定を取締役会へ集中させるため、株主総会の権限が法定・定款事項に限定される。

エ：機関設計によって異なる。

総合解説：株主総会の権限は機関設計と一体で理解する。取締役会設置会社では所有と経営の分離がより明確である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0034

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

株主総会の招集に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：株主総会は必ず監査役が招集する。

イ：株主総会は株主の一人がいつでも無条件に招集できる。

ウ：株主総会は、会社法に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

エ：株主総会は会社債権者が招集する。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として取締役が招集する。

イ：株主による招集には所定の要件・手続がある。

ウ：通常の株主総会は取締役が招集する。少数株主による招集請求等の例外もある。

エ：会社債権者に一般的な招集権はない。

総合解説：招集権限と少数株主権を区別することが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0035

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

一定の持株要件を満たす株主が株主総会の招集を取締役に請求したにもかかわらず、遅滞なく招集手続が行われない場合の制度として最も適切なものはどれか。

ア：株主は必ず会社を解散しなければならない。

イ：株主は裁判所の関与なく、要件を問わず直ちに総会を開催できる。

ウ：招集請求を拒否された株主には何の救済もない。

エ：株主は裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集できる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：招集請求制度と会社解散は別である。

イ：自ら招集するには所定の要件と裁判所の許可が必要となる。

ウ：株主による招集制度が設けられている。

エ：経営者が株主の正当な招集請求を無視する場合に備え、裁判所の関与の下で株主自身による招集が認められる。

総合解説：少数株主権は経営監督の重要な手段であり、持株要件や保有期間要件が会社類型によって問題となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0036

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：応用

株主総会における議決権に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：全株主は保有株式数にかかわらず1人1票である。

イ：株主は原則として1株につき1個の議決権を有する。

ウ：自己株式にも通常株式と同じ議決権がある。

エ：種類株式で議決権を制限することは一切できない。

答え・解説

正答：イ

ア：株式会社では原則1株1議決権である。

イ：議決権は原則として株式数に比例するが、単元株制度、議決権制限種類株式、自己株式等の例外がある。

ウ：会社保有の自己株式には議決権がない。

エ：議決権制限種類株式を設計できる。

総合解説：1株1議決権が原則であるが、種類株式や単元株制度の例外を併せて理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0037

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：基礎

株主総会での議決権の代理行使に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株主は代理人によって議決権を行使することができ、原則として代理権を証明する書面等を会社へ提出する。

イ：株主は本人が出席できない場合、議決権を必ず放棄しなければならない。

ウ：代理人は必ず会社の取締役でなければならない。

エ：一度代理権を与えると、その後の全ての株主総会に無期限に有効となる。

答え・解説

正答：ア

ア：議決権代理行使は株主の総会参加を実質的に保障する制度である。

イ：代理人による行使が認められる。

ウ：会社法上そのような一般的要件はない。

エ：代理権の証明は総会ごとの行使を前提に規律される。

総合解説：代理行使に関する定款制限の有効性は判例論点にもなるが、まず会社法上の基本権利を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0038

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

株主総会の普通決議について、会社法の原則的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数で決する。

イ：出席株主全員の同意がなければ成立しない。

ウ：常に総株主の3分の2以上の賛成を要する。

エ：出席者数だけで決まり、議決権数は考慮しない。

答え・解説

正答：ア

ア：普通決議は原則として一定の定足数と出席議決権の過半数で成立する。定款による調整が認められる場合もある。

イ：普通決議は全員一致を要求しない。

ウ：それは特別決議に近い基準である。

エ：議決権数を基礎に判断する。

総合解説：普通決議・特別決議・特殊決議は、定足数と賛成割合の違いを整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0039

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：基礎

会社法上の株主総会特別決議について、原則的な要件として最も適切なものはどれか。

ア：出席株主の議決権の過半数だけで常に成立する。

イ：総株主の全員一致だけが唯一の要件である。

ウ：取締役会の過半数決議だけで代替できる。

エ：議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成を要する。

答え・解説

正答：エ

ア：特別決議は原則3分の2以上を要する。

イ：特別決議は全員一致を原則としない。

ウ：株主総会特別決議が法定される事項は取締役会決議だけでは代替できない。

エ：定款で定足数を一定範囲まで緩和できるが、重要事項について通常決議より重い賛成要件が課される。

総合解説：定款変更、事業譲渡、組織再編、株式併合など重要事項で特別決議が問題となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0040

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：基礎

取締役の選任決議に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：取締役は必ず既存取締役だけで後任を選任する。

イ：取締役の選任は株主総会では一切決議できない。

ウ：株主総会で選任し、定款で定足数を緩和する場合でも一定の下限が設けられている。

エ：取締役の選任には常に総株主全員の同意が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：選任権限は株主総会にある。

イ：株主総会の基本的権限である。

ウ：取締役の選任は株主総会の重要権限であり、普通決議に類するが、定足数を完全に排除できない特則がある。

エ：全員一致は一般的要件ではない。

総合解説：役員選任・解任では一般の普通決議とは異なる定足数特則がある点が出題されやすい。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0041

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

株主総会の決議の省略に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：取締役が株主総会の目的事項について提案し、議決権を行使できる全株主が書面又は電磁的記録で同意した場合、その提案を可決する株主総会決議があったものとみなされる。

イ：株主1名だけが同意すれば、他の株主の意思に関係なく決議が成立する。

ウ：書面決議制度は公開会社では必ず禁止される。

エ：みなし決議では取締役の提案は不要で、第三者が自由に議題を決める。

答え・解説

正答：ア

ア：全株主の同意がある場合に実際の会議開催を省略できる制度である。

イ：議決権を行使できる全株主の同意が必要である。

ウ：会社法上の制度として利用可能である。

エ：取締役の提案に対する全株主同意が基本である。

総合解説：みなし決議は会議体の形式を省略する制度であり、全員同意という厳格な要件で株主意思を確保する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0042

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：応用

複数株式を有する株主が、同一議案について一部を賛成、一部を反対として議決権を行使する不統一行使に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：議決権は一株ごとに存在するが、不統一行使は法律上絶対に禁止される。

イ：不統一行使をする株主は必ず全株式を反対票として扱われる。

ウ：株主は一定の場合に議決権を不統一に行使できるが、会社は他人のために株式を有する者でない株主の不統一行使を拒絶できる場合がある。

エ：不統一行使は株主ではなく取締役だけが行う制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の場合に認められる。

イ：そのような一般ルールはない。

ウ：信託等により他人のために株式を保有する場合を想定し、議決権不統一行使が制度化されている。

エ：株主の議決権行使方法の問題である。

総合解説：議決権の単位と株主単位的意思決定が常に一致するわけではないことを示す制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0043

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

株主提案権に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株主は会社が用意した議案に賛否を示すだけで、議案を提案する制度はない。

イ：株主提案権は会社債権者だけに認められる。

ウ：提案内容が法令・定款に違反していても、会社は必ず議案として取り上げなければならない。

エ：一定の要件を満たす株主は、株主総会の目的事項や議案を会社に提案することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：一定要件の下で提案権が認められる。

イ：株主に認められる権利である。

ウ：不適法な提案等には制限がある。

エ：株主提案権は株主が会社意思形成へ能動的に参加するための少数株主権の一つである。

総合解説：株主提案権は、議題提案と議案提案等を区別し、持株要件・期限・提案数制限等を整理すると理解が深まる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0044

機関・役員・株主総会 > 株主総会・議決権・決議 | 難易度：標準

株主総会決議の取消しの訴えに関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：招集手続に瑕疵があれば、決議は常に何十年後でも当然無効として誰でも主張できる。

イ：決議取消しの訴えは株主総会開催前にだけ提起できる。

ウ：決議方法が著しく不公正でも、取消しの対象にはならない。

エ：招集手続又は決議方法の法令・定款違反、著しい不公正等がある場合に、一定の者が法定期間内に取消しを求めることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：取消原因に当たる場合は法定の訴えと期間制限がある。

イ：決議成立後にその取消しを求める訴えである。

ウ：著しく不公正な決議方法は取消原因となり得る。

エ：株主総会決議の瑕疵は、法的安定性のため会社法上の訴えにより処理される。

総合解説：決議瑕疵は取消し・無効確認・不存在確認を原因別に区別する必要がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0045

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

株主が経営を委ねる取締役を新たに選ぶ場合、その選任を行う会社機関はどれか。

ア：取締役は代表取締役が単独で任命する。

イ：取締役は株主総会の決議によって選任する。

ウ：取締役は監査役会が選任する。

エ：取締役は会社債権者の多数決で選任する。

答え・解説

正答：イ

ア：代表取締役に一般的な単独任命権はない。

イ：取締役は株主から経営を委任される会社機関であり、その選任は株主総会の重要な権限である。

ウ：選任機関は株主総会である。

エ：会社債権者に取締役選任権はない。

総合解説：役員選任は株主総会、代表取締役の選定は機関設計に応じ取締役会等、と区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0046

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

A社が取締役会設置会社へ移行する。取締役の最低人数として正しいものはどれか。

ア：取締役会設置会社でも取締役は1人で足りる。

イ：取締役会設置会社には必ず10人以上の取締役が必要である。

ウ：取締役会設置会社には3人以上の取締役を置かなければならない。

エ：取締役会設置会社には取締役を置かず、監査役だけで経営する。

答え・解説

正答：ウ

ア：取締役会設置会社では3人以上必要である。

イ：そのような最低人数ではない。

ウ：合議体としての取締役会を構成するため、会社法は3人以上の取締役を要求する。

エ：取締役会は取締役で構成される。

総合解説：取締役会設置会社の基本要件として取締役3人以上を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0047

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

非公開会社Aが取締役の再任手続の頻度を下げたい。この場合の取締役任期に関する説明として正しいものはどれか。

ア：全株式会社で取締役任期は必ず10年である。

イ：取締役には任期がなく、辞任するまで永久に在任する。

ウ：原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであり、一定の非公開会社では定款により最長10年まで伸長できる。

エ：公開会社でも定款で取締役任期を20年にできる。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則2年であり、一定の会社に限り伸長できる。

イ：法定任期がある。

ウ：任期は機関の固定化を防ぐ一方、閉鎖会社では再任手続の負担軽減のため伸長が認められる。

エ：公開会社にはそのような任期伸長は認められない。

総合解説：取締役と監査役では原則任期が異なる。非公開会社の任期伸長特則も重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0048

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：基礎

取締役会設置会社で、取締役会が担う法定の中核機能の組合せとして正しいものはどれか。

ア：株主総会の決議を全て無効にする権限を持つ。

イ：会社の財務諸表を作成する責任を株主個人へ移転する。

ウ：代表取締役から一切独立しておらず、代表取締役の指示に必ず従う。

エ：取締役会設置会社の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定及び解職を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような一般権限はない。

イ：会社機関として所定の職務を担う。

ウ：取締役会は代表取締役を監督する立場でもある。

エ：取締役会は業務意思決定と監督を担い、代表取締役を選定・解職する中心機関である。

総合解説：取締役会の三本柱は、業務執行決定・取締役監督・代表取締役の選解任である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0049

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：基礎

取締役会設置会社で、取締役会が代表取締役へ委任できない事項の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：取締役会は全ての業務執行決定を代表取締役へ包括的に委任できる。

イ：重要な借入れであっても、取締役会は一切関与できない。

ウ：取締役会は日常業務だけを決め、重要事項は従業員が決める。

エ：重要な財産の処分・譲受け、多額の借財、重要な使用人の選解任等の重要な業務執行については、取締役会自身が決定すべき事項がある。

答え・解説

正答：エ

ア：重要事項には委任できないものがある。

イ：多額の借財は典型的な重要事項である。

ウ：重要業務こそ取締役会決定が求められる。

エ：会社法は重要な業務執行を取締役会の専決事項として一定範囲で留保し、監督機能を確保している。

総合解説：取締役会設置会社では重要な意思決定を合議体に留保することで、代表取締役への権限集中を抑える。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0050

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

代表取締役の権限に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：代表取締役は社内会議で発言できるだけで、対外的契約を締結できない。

イ：代表取締役は必ず株主総会議長の職務だけを行う。

ウ：代表取締役は株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

エ：代表取締役は裁判外行為だけを行え、訴訟行為は一切できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：会社を対外的に代表する権限を持つ。

イ：代表権は会社業務全般に及ぶ。

ウ：代表取締役は会社を対外的に代表する機関であり、その代表権は広範である。

エ：裁判上・裁判外の行為を含む。

総合解説：代表権の広さと、社内的な取締役会決議等の制約が第三者に対してどう作用するかが応用論点となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0051

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

取締役会設置会社Aで代表取締役を新たに定める場合、選定機関と選定対象の組合せとして正しいものはどれか。

ア：株主総会だけが代表取締役を選定でき、取締役会には権限がない。

イ：代表取締役は必ず会社外部の者から選ぶ。

ウ：代表取締役は監査役の中から選定する。

エ：取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。

答え・解説

正答：エ

ア：取締役会設置会社では取締役会が選定する。

イ：取締役の中から選定する。

ウ：監査役ではなく取締役から選定する。

エ：取締役会設置会社では、取締役会が代表取締役を選定し、その職務執行を監督する。

総合解説：取締役の選任と代表取締役の選定は機関が異なる点に注意する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0052

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：標準

取締役の会社に対する義務として最も適切なものはどれか。

ア：取締役は株主から選任されれば、会社に対して注意義務を負わない。

イ：取締役は自分の利益だけを優先してよい。

ウ：取締役は会社との委任関係に基づき、善良な管理者の注意をもって職務を行う義務を負う。

エ：善管注意義務は監査役だけに課され、取締役には課されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：会社に対し善管注意義務を負う。

イ：忠実義務等にも反する。

ウ：取締役は経営判断を行う専門的地位にあり、会社に対して善管注意義務を負う。

エ：取締役にも課される。

総合解説：取締役責任の基本は善管注意義務と忠実義務である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0053

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：基礎

取締役の忠実義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：取締役は自己又は第三者の利益を会社利益より常に優先できる。

イ：忠実義務は退任後の取締役にしか課されない。

ウ：忠実義務は会社法上存在しない。

エ：取締役は法令・定款及び株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実に職務を行わなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：忠実義務に反する。

イ：在任中の職務遂行上の義務である。

ウ：会社法に明文がある。

エ：取締役は会社の利益のため忠実に職務を遂行する義務を負い、自己利益優先の行動は制約される。

総合解説：忠実義務は競業・利益相反取引規制と密接に結び付く。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0054

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：基礎

取締役が自己のため、会社の事業と同種の取引を行おうとする場合の会社法上の対応として最も適切なものはどれか。

ア：取締役は会社に知らせず自由に競業取引を行える。

イ：競業取引は刑法上の犯罪なので会社法上の承認制度は存在しない。

ウ：重要な事実を開示し、所定の機関の承認を受ける必要がある。

エ：競業取引の承認は会社債権者全員から得なければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：競業取引には承認手続が必要である。

イ：会社法上の利益調整制度がある。

ウ：会社と競合する取引は取締役が会社の事業機会を自己利用する危険があるため、事前承認等の規律がある。

エ：会社法所定の会社機関の承認が問題となる。

総合解説：競業取引と利益相反取引は類似するが、取引相手・会社との関係を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0055

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：応用

取締役が自己のために会社から多額の金銭を借り入れようとする場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア：会社と取締役の利益が対立する直接取引として、重要な事実を開示し所定の承認を受ける必要がある。
- イ：取締役と会社の取引は身内取引なので一切の承認が不要である。
- ウ：会社からの借入れは競業取引に当たり、利益相反取引には当たらない。
- エ：承認を得れば取締役の会社に対する責任はどのような場合でも完全に消滅する。

答え・解説

正答：ア

- ア：取締役と会社が直接取引する場合、会社利益を害する危険があるため利益相反取引規制が適用される。
 - イ：利益相反の危険があるため規制される。
 - ウ：会社との直接取引として利益相反規制が問題となる。
 - エ：承認後も法定要件に応じ責任が問題となり得る。
- 総合解説：利益相反取引は直接取引と間接取引を区別して具体例を判断する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0056

機関・役員・株主総会 > 取締役・取締役会・代表取締役 | 難易度：基礎

取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：特別利害関係取締役には他の取締役の2倍の議決権がある。
- イ：特別利害関係があっても必ず議長にならなければならない。
- ウ：その取締役は当該議案について議決に加わることができない。
- エ：特別利害関係の有無は取締役会決議と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：議決に加わることができない。
 - イ：そのような規定はない。
 - ウ：自己の利害に左右された取締役が決議へ参加すると公正な意思決定を害するため、議決参加が制限される。
 - エ：決議参加資格に影響する。
- 総合解説：利益相反取引等では、承認機関と特別利害関係取締役の議決参加制限を併せて確認する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0057

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：基礎

監査役職務として最も適切なものはどれか。

- ア：会社の日常業務を代表取締役 に代わって執行する。
- イ：株主総会に代わって取締役を自由に選任する。
- ウ：会社債権者の代理人として債権回収だけを行う。
- エ：取締役職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

答え・解説

正答：エ

- ア：監査役基本職務は業務執行ではなく監査である。
 - イ：取締役選任は株主総会の権限である。
 - ウ：監査役法定職務とは異なる。
 - エ：監査役は取締役職務執行を監査する独立の会社機関である。
- 総合解説：監査役は業務執行者から独立して取締役職務執行を監査する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0058

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：基礎

監査役監査権限に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア：監査役は取締役の許可がなければ一切の資料を閲覧できない。
- イ：監査役は決算期末の1日だけしか調査できない。
- ウ：監査役調査対象は現金残高だけに限定される。
- エ：監査役はいつでも取締役・会計参与・支配人その他の使用人に事業報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査できる。

答え・解説

正答：エ

- ア：監査役には法定の調査権限がある。
 - イ：必要に応じて随時調査できる。
 - ウ：業務及び財産の状況を広く調査できる。
 - エ：監査役が実効的に監査するため、広い報告請求権・調査権が与えられている。
- 総合解説：監査役の独立性は、権限面では報告請求・調査・差止請求等によって支えられている。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0059

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：基礎

監査役設置会社の監査役と取締役会との関係について最も適切なものはどれか。

ア：監査役は原則として取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

イ：監査役は取締役会に出席することを法律上禁止されている。

ウ：監査役は取締役会で常に議決権を持つ。

エ：監査役は取締役会議事録を見ることができない。

答え・解説

正答：ア

ア：監査役は取締役会で取締役の意思決定・職務執行を監視するため、出席・意見陳述が重要である。

イ：原則として出席義務がある。

ウ：監査役は取締役ではなく、通常取締役会の議決権を持たない。

エ：監査のため必要な情報へアクセスできる。

総合解説：監査役は取締役会に参加して監視するが、取締役として議決する機関ではない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0060

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：標準

監査役会設置会社の監査役会の構成として最も適切なものはどれか。

ア：監査役会は監査役1人で構成できる。

イ：監査役は3人以上で、その半数以上は社外監査役でなければならない。

ウ：監査役会の全員が必ず取締役を兼任しなければならない。

エ：社外監査役は一人も置いてはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：3人以上必要である。

イ：監査役会の独立性を高めるため人数と社外性に関する要件が設けられている。

ウ：監査役と取締役の兼任は認められない。

エ：半数以上を社外監査役とする必要がある。

総合解説：監査役会の構成人数と社外監査役要件は頻出の基本事項である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0061

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：標準

監査等委員会設置会社に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：監査等委員会は監査役だけで構成される。

イ：監査等委員会は3人以上の取締役で構成され、その過半数は社外取締役でなければならない。

ウ：監査等委員会設置会社では取締役会を置くことができない。

エ：監査等委員は全員社内取締役でなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：監査等委員である取締役で構成される。

イ：監査等委員会は取締役で構成され、監査・監督機能を担う。

ウ：取締役会を置く会社形態である。

エ：過半数は社外取締役である必要がある。

総合解説：監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の構造を比較する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0062

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：標準

指名委員会等設置会社に置かれる三つの委員会の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：指名委員会、監査委員会、報酬委員会。

イ：人事委員会、税務委員会、広報委員会。

ウ：監査役会、会計監査人会、株主委員会。

エ：執行委員会、営業委員会、投資委員会。

答え・解説

正答：ア

ア：指名委員会等設置会社では、取締役会内部に三委員会を設けて監督機能を分化する。

イ：会社法上の三委員会ではない。

ウ：三委員会の構成ではない。

エ：会社法所定の三委員会ではない。

総合解説：三委員会の名称と役割は、指名・監査・報酬で整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0063

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：標準

指名委員会等設置会社の各委員会の構成として最も適切なものはどれか。

ア：各委員会は1人の執行役だけで構成する。

イ：各委員会の全員を代表執行役が兼任しなければならない。

ウ：各委員会は3人以上の取締役で構成され、その過半数は社外取締役でなければならない。

エ：社外取締役は各委員会に参加できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：3人以上の取締役で構成される。

イ：そのような要件はない。

ウ：委員会の独立性を確保するため、社外取締役が過半数を占める構成となる。

エ：むしろ過半数を社外取締役とする。

総合解説：監査役会の『半数以上』と各委員会の『過半数』という表現差にも注意する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0064

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：応用

指名委員会等設置会社の執行役に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：執行役は監査役と同じく業務執行を一切行わない。

イ：執行役は株主総会の議長だけを行う機関である。

ウ：執行役は取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行を担い、取締役会は監督を中心とする。

エ：取締役会は全ての日常業務を自ら執行し、執行役には権限がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：執行役は業務執行を担う。

イ：業務執行の中心を担う。

ウ：指名委員会等設置会社では監督と執行を分離し、執行役へ広い業務執行権限を委ねる。

エ：監督と執行の分離が特徴である。

総合解説：指名委員会等設置会社では、取締役会 = 監督、執行役 = 執行という役割分担を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0065

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：基礎

取締役が任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合の会社法上の基本的な責任として最も適切なものはどれか。

- ア：当該取締役は、会社に対して任務懈怠によって生じた損害を賠償する責任を負う。
- イ：取締役は株主から選任されているため、会社に対して一切責任を負わない。
- ウ：会社に損害が生じても、取締役の任務懈怠との因果関係は考慮しない。
- エ：役員責任は刑事罰だけで、民事上の損害賠償責任はない。

答え・解説

正答：ア

- ア：役員等が任務を怠って会社に損害を与えた場合、会社に対する損害賠償責任が問題となる。
- イ：任務懈怠があれば会社に対する責任が生じ得る。
- ウ：責任成立には損害と任務懈怠等の要件が問題となる。
- エ：会社法上の民事責任がある。

総合解説：取締役の会社に対する責任と、第三者に対する責任を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0066

機関・役員・株主総会 > 監査役等・委員会・役員責任 | 難易度：基礎

株主代表訴訟制度の趣旨として最も適切なものはどれか。

- ア：会社が役員等に対する責任追及を適切に行わない場合に、一定の株主が会社に代わって責任を追及できるようにする。
- イ：株主が自己の配当請求権だけを会社に代わって行使する制度である。
- ウ：会社債権者が株主に代わって取締役を選任する制度である。
- エ：役員の責任を免除するために株主が提起する訴訟である。

答え・解説

正答：ア

- ア：経営陣同士の関係から会社自身が責任追及を怠る可能性に備え、株主による会社利益の保護手段が設けられている。
- イ：会社の役員等に対する責任追及が中心である。
- ウ：そのような制度ではない。
- エ：責任を追及する制度である。

総合解説：代表訴訟では、請求の帰属先が株主個人ではなく会社である点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0067

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

募集株式の発行に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：会社が社債だけを発行する手続を募集株式という。

イ：株式会社が新たに株式を発行し、又は処分する自己株式の引受人を募集することをいう。

ウ：既存株主同士が市場で株式を売買することだけを募集株式という。

エ：募集株式は会社解散時にだけ発行できる。

答え・解説

正答：イ

ア：社債発行とは別制度である。

イ：会社法の募集株式制度は、新株発行と自己株式処分を共通の手続枠組みで規律する。

ウ：会社による新株発行又は自己株式処分が対象である。

エ：資金調達等のため存続中に利用される。

総合解説：募集株式は『新株発行』だけでなく『自己株式の処分』も含む点を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0068

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

公開会社が第三者に対して通常の条件で募集株式を発行する場合の募集事項の決定について、最も適切な説明はどれか。

ア：原則として取締役会が募集事項を決定する。

イ：常に株主全員の同意が必要である。

ウ：必ず監査役会が募集事項を決定する。

エ：公開会社では募集株式を発行できない。

答え・解説

正答：ア

ア：公開会社では機動的な資金調達を可能にするため、原則として取締役会が募集事項を決定する。ただし有利発行等では株主総会が問題となる。

イ：通常の募集株式発行ではそのような要件はない。

ウ：監査役会にその権限はない。

エ：公開会社も募集株式を発行できる。

総合解説：公開会社と非公開会社では募集事項の決定機関が異なる点が頻出である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0069

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：応用

公開会社でない株式会社が募集株式を発行する場合の原則的な募集事項決定について最も適切なものはどれか。

ア：代表取締役が単独で自由に決定できる。

イ：監査役一人の承認だけで足りる。

ウ：株主総会の特別決議により募集事項を決定する。

エ：募集株式の発行は非公開会社には認められない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として株主総会特別決議が必要である。

イ：募集事項決定権限ではない。

ウ：非公開会社では既存株主の持株比率・支配関係への影響が大きいため、原則として株主総会の特別決議が要求される。

エ：非公開会社も発行できる。

総合解説：非公開会社では閉鎖性保護のため、資金調達の機動性より株主意思を重視する規律が採られている。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0070

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

募集株式を特に有利な払込金額で第三者へ発行する場合の会社法上の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：払込金額が低いほど資金調達しやすいため、会社機関の承認は一切不要である。

イ：有利発行は必ず違法であり、どのような手続を踏んでも認められない。

ウ：既存株主の経済的利益を害するおそれがあるため、取締役は有利発行の必要性を説明し、原則として株主総会の特別決議を要する。

エ：有利発行かどうかは発行後の株価だけで自動的に決まる。

答え・解説

正答：ウ

ア：既存株主保護のため厳格な規律がある。

イ：必要性説明と特別決議等の手続により認められる場合がある。

ウ：著しく低い価格での発行は既存株式価値の希薄化を招くため、株主保護の観点から厳格な手続が課される。

エ：発行条件と公正価値等を踏まえて判断する。

総合解説：有利発行は支配権と株式価値の双方に影響するため、短答式で重要な論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0071

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

募集株式の株主割当てに関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：既存株主を一切対象とせず、特定の第三者だけに割り当てする方法である。

イ：既存株主に対し、その有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を与える方法である。

ウ：会社が自己株式を無償で消却する方法である。

エ：株主割当てでは既存株主は必ず応募しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：それは第三者割当てに近い。

イ：株主割当てでは既存株主に新株引受機会を与え、持株比率の維持に配慮する資金調達方法である。

ウ：募集株式の割当方法とは異なる。

エ：引受けるかどうかは株主の判断による。

総合解説：株主割当て・第三者割当て・公募は、誰に引受機会を与えるかで整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0072

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：基礎

募集株式の引受人の払込義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：引受人は払込期日又は払込期間内に、割り当てられた募集株式について払込金額の全額を払い込む。

イ：引受人は払込金額の10%だけ支払えば株主になれる。

ウ：払込義務は株式を売却した後に初めて発生する。

エ：会社が希望すれば、引受人は何も払い込まず株式を取得できる。

答え・解説

正答：ア

ア：募集株式による資金調達では、引受人による現実の出資履行が必要である。

イ：原則として全額払込みが必要である。

ウ：払込期日等に履行する必要がある。

エ：無償発行とは異なり、募集株式の払込みが必要である。

総合解説：募集株式では引受契約・割当て・払込み・株主となる時期を一連で整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0073

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

経営支配権を維持することだけを目的として、取締役が不公正な方法で第三者割当増資を進めようとしている。株主の救済として最も適切な制度はどれか。

ア：新株発行は取締役が決めれば、株主は事前に争う手段を一切持たない。

イ：法令・定款違反又は著しく不公正な方法による株式発行により不利益を受けるおそれがある場合、株主は発行差止めを請求できることがある。

ウ：株主は会社を当然に解散させることしかできない。

エ：発行前の救済はなく、必ず発行から10年後に損害賠償だけを請求する。

答え・解説

正答：イ

ア：差止請求制度がある。

イ：違法・著しく不公正な新株発行を事前に止める制度として差止請求が設けられている。

ウ：発行差止めという直接的救済がある。

エ：事前差止めが可能な場合がある。

総合解説：募集株式の瑕疵では、発行前の差止めと発行後の新株発行無効の訴え等を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0074

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：基礎

新株予約権の説明として最も適切なものはどれか。

ア：新株予約権を取得した時点で、必ず直ちに株主になる。

イ：新株予約権は会社の社債を返済する義務をいう。

ウ：権利者が会社に対して行使したときに、会社の株式の交付を受けることができる権利である。

エ：新株予約権は株主総会での議決権そのものである。

答え・解説

正答：ウ

ア：権利行使等により株式交付を受けて株主となる。

イ：株式取得権であり社債債務とは異なる。

ウ：新株予約権は将来一定の条件で株式を取得する権利であり、資金調達・役員報酬等に利用される。

エ：株式取得前の権利であり議決権とは異なる。

総合解説：新株予約権と株式、新株予約権付社債を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0075

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：標準

募集新株予約権を発行する際の募集事項として最も適切なものはどれか。

ア：発行後に権利内容を会社が自由に決めればよく、募集時には何も定めない。

イ：新株予約権の内容及び数、払込金額又は無償とする旨、割当日等を定める。

ウ：新株予約権は必ず有償でなければならない、無償発行は認められない。

エ：募集新株予約権では株式数や行使条件を一切定められない。

答え・解説

正答：イ

ア：権利内容等を募集事項として定める必要がある。

イ：募集新株予約権では権利内容と発行条件を具体的に定め、引受人へ割り当てる。

ウ：無償とすることも可能である。

エ：権利内容に重要な事項を定める。

総合解説：新株予約権は将来の株式希薄化につながるため、発行段階の手続規制が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0076

資金調達・計算・持分会社 > 募集株式・新株予約権 | 難易度：基礎

新株予約権を特に有利な条件で第三者へ発行する場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア：新株予約権は株式ではないため、どれほど有利な条件でも株主保護は一切不要である。

イ：有利発行は新株予約権では法律上絶対に不可能である。

ウ：既存株主への不利益を考慮し、取締役による必要性の説明と株主総会の特別決議等が問題となる。

エ：新株予約権の有利発行は監査役だけで決定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：将来の株式取得権であり希薄化の影響がある。

イ：所定手続の下で行われ得る。

ウ：新株予約権も将来の株式価値・議決権割合を希薄化させ得るため、有利発行には株主保護規制が及ぶ。

エ：株主総会等の会社機関が問題となる。

総合解説：募集株式と募集新株予約権は、有利発行規制の趣旨が共通する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0077

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：応用

株式会社が資金調達のため社債を発行した。社債を取得した者の法的地位について正しいものはどれか。

ア：社債を取得すると当然に株主となり、株主総会の議決権を得る。

イ：社債は会社の純資産そのものであり、返済義務はない。

ウ：社債は株式会社では発行できず、持分会社だけが発行できる。

エ：会社が行う割当てにより発生する金銭債権であり、社債権者は会社の債権者となる。

答え・解説

正答：エ

ア：社債権者は原則として会社債権者である。

イ：通常は会社の負債として償還義務等がある。

ウ：株式会社も社債を発行できる。

エ：社債は株式と異なり、原則として会社に対する債権であり、社債権者は株主ではない。

総合解説：株式と社債の基本差は、出資者としての地位か債権者としての地位かにある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0078

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：基礎

社債管理者制度の主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：社債管理者は会社の取締役を選任する機関である。

イ：社債管理者は社債を株式へ強制転換するためだけの制度である。

ウ：社債管理者は社債発行会社の会計監査人と必ず同一でなければならない。

エ：多数の社債権者に代わって社債に係る債権の弁済受領や保全等を行い、社債権者の利益を保護する。

答え・解説

正答：エ

ア：社債権者保護のための債権管理を担う。

イ：制度趣旨は社債権者の権利保全である。

ウ：そのような一般的要件はない。

エ：社債権者が多数に分散する場合、個々の権利行使が困難となるため、集団的な権利保全を担う制度が設けられている。

総合解説：社債管理者と社債権者集会は、分散した債権者を集団的に保護する制度として整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0079

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：標準

社債権者集会に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株主総会と同一の機関であり、株主だけが出席する。

イ：社債権者集会は会社の日常業務執行を決定する機関である。

ウ：社債権者は個別債権者なので集团的意識決定制度は存在しない。

エ：同一種類の社債の社債権者が、社債に関する重要事項について集团的に意思決定するための制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：社債権者のための別制度である。

イ：会社経営機関ではない。

ウ：会社法に社債権者集会制度がある。

エ：社債権者集会は、多数の社債権者の利害を調整し、一定の事項について集团的決定を行う。

総合解説：社債権者集会の決議には裁判所の認可が必要となる事項など、株主総会とは異なる特則がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0080

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：標準

株式会社が株式発行により1,000万円の払込みを受けた。会社法上、払込額の2分の1を超えない額を資本金に組み入れないこととした場合、資本金に最低限組み入れるべき額として最も適切なものはどれか。

ア：500万円（考え方：株式発行時の払込額等は原則資本金となるが、その2分の1を超えない額は資本金に組み入れず資本準備金とすることができるため、最低500万円は資本金となる計算）。

イ：0円（考え方：払込額の全額を資本金に組み入れないことはできない）。

ウ：250万円（考え方：資本金に組み入れないことができるのは2分の1までとする考え方）。

エ：1,000万円以外は認められない（考え方：一定範囲を資本準備金とすることができる）。

答え・解説

正答：ア

ア：株式発行時の払込額等は原則資本金となるが、その2分の1を超えない額は資本金に組み入れず資本準備金とすることができるため、最低500万円は資本金となる。

イ：払込額の全額を資本金に組み入れないことはできない。

ウ：資本金に組み入れないことができるのは2分の1までである。

エ：一定範囲を資本準備金とすることができる。

総合解説：資本金と資本準備金の振分けは、株式発行時の純資産形成に関する基本計算論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0081

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：標準

株式会社が資本金の額を減少する場合の会社法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：資本金は一度定めたら法律上絶対に減少できない。

イ：資本金減少は代表取締役が口頭で宣言すれば足りる。

ウ：原則として株主総会の決議に加え、会社債権者が異議を述べる機会を確保する債権者保護手続が問題となる。

エ：資本金減少は会社債権者に一切影響しないため、債権者保護は考慮されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：所定の手続で減少できる。

イ：会社法所定の決議・債権者保護手続等が必要である。

ウ：資本金減少は会社債権者の保護に関わるため、株主意思だけでなく債権者保護手続が設けられている。

エ：債権者保護が重要な制度趣旨である。

総合解説：資本金減少・準備金減少・剰余金配当では、会社財産の維持と債権者保護を意識する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0082

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：標準

剰余金の配当に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株主総会が全員一致すれば分配可能額を超えて配当できる。

イ：剰余金配当には財源規制がなく、会社の現金残高だけで決める。

ウ：株式会社は、株主へ交付する金銭等の帳簿価額が分配可能額を超える剰余金配当をすることはできない。

エ：配当可能額を超えた配当は、会社債権者保護と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：株主意思だけで財源規制を排除できない。

イ：会社法上の分配可能額規制がある。

ウ：剰余金配当は会社財産を株主へ流出させるため、会社債権者保護の観点から分配可能額による財源規制がある。

エ：会社財産流出を制限する債権者保護制度である。

総合解説：配当決議の権限だけでなく、いくら配当できるかという財源規制を別に確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0083

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：応用

株式会社の計算書類に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：計算書類は株主が各自作成し、会社は作成しない。

イ：計算書類は会社債権者が作成する。

ウ：会計監査人が計算書類を作成し、自ら監査する。

エ：取締役は各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を作成し、会社の機関設計に応じて監査・承認等の手続を経る。

答え・解説

正答：エ

ア：会社の取締役が作成する。

イ：作成責任は会社側にある。

ウ：会計監査人は独立して監査する立場であり作成責任は取締役にあり。

エ：計算書類は会社の財政状態・経営成績等を株主・債権者へ示す基礎資料であり、取締役に作成責任がある。

総合解説：計算書類の作成・監査・承認・公告の流れを機関設計と結び付ける。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0084

資金調達・計算・持分会社 > 社債・資本金・剰余金・計算 | 難易度：基礎

株式会社の会計帳簿に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社は適時に正確な会計帳簿を作成し、会社法所定の期間保存しなければならない。

イ：会社は計算書類だけ作成すればよく、会計帳簿を作成する必要はない。

ウ：会計帳簿は事業年度終了と同時に必ず廃棄しなければならない。

エ：会計帳簿は会社の内部資料なので、法律上の規律は一切ない。

答え・解説

正答：ア

ア：会社計算の基礎となる会計帳簿には作成・保存義務があり、株主による閲覧請求制度も一定の要件で設けられている。

イ：会計帳簿の作成義務がある。

ウ：所定期間保存する。

エ：会社法上、作成・保存等が規律される。

総合解説：会計帳簿は計算書類の基礎であり、株主の情報収集権との関係も重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0085

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：標準

合名会社・合資会社・合同会社の社員の責任形態に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：合名会社は全社員が有限責任社員である。

イ：合資会社は全社員が無限責任社員でなければならない。

ウ：合名会社は全社員が無限責任社員、合資会社は無限責任社員と有限責任社員が併存し、合同会社は全社員が有限責任社員である。

エ：合同会社には必ず1人以上の無限責任社員が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：合名会社は全社員が無限責任社員である。

イ：無限責任社員と有限責任社員が併存する。

ウ：持分会社3類型は、社員が会社債務について負う責任形態の違いで区別される。

エ：合同会社は全社員が有限責任社員である。

総合解説：持分会社の基本問題では、合名＝全員無限、合資＝無限＋有限、合同＝全員有限と整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0086

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：標準

持分会社の定款に記載又は記録すべき基本事項として最も適切なものはどれか。

ア：社員の責任形態は会社成立後に自由に決めればよく、定款に記載する必要はない。

イ：従業員全員の給与額を定款へ記載しなければならない。

ウ：持分会社には定款自体が不要である。

エ：目的、商号、本店所在地、社員の氏名又は名称及び住所、各社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるか、出資の目的及びその価額等。

答え・解説

正答：エ

ア：責任形態は定款上の重要事項である。

イ：定款の必須事項ではない。

ウ：設立には定款作成が必要である。

エ：持分会社では社員の人的関係と責任形態が重要なため、社員情報・責任区分・出資内容が定款の重要事項となる。

総合解説：株式会社と持分会社では定款の記載事項・認証・社員関係の規律が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0087

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：基礎

合同会社の社員の出資に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：合同会社の社員は労務だけを出資し、金銭や財産を出資してはならない。

イ：有限責任社員である合同会社の社員は、金銭その他の財産を出資の目的とする。

ウ：合同会社では社員は一切出資しなくてもよい。

エ：有限責任社員の出資内容には何の法的制限もない。

答え・解説

正答：イ

ア：有限責任社員は金銭その他の財産を出資する。

イ：有限責任社員については会社債権者保護のため、信用や労務ではなく財産的価値のある出資が求められる。

ウ：社員の出資を前提とする会社形態である。

エ：有限責任との関係で財産出資に限定される。

総合解説：持分会社では有限責任社員と無限責任社員で許容される出資の性質に違いがある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0088

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：標準

持分会社の業務執行に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：持分会社では社員は業務執行できず、必ず外部取締役を置く。

イ：定款に別段の定めがない限り、各社員が持分会社の業務を執行する。

ウ：業務執行は株主総会が行う。

エ：合同会社では必ず取締役会を設置しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として社員が業務を執行する。

イ：持分会社は社員相互の人的信頼を基礎とするため、原則として社員自身が業務執行を担う。

ウ：持分会社には株式会社の株主総会に相当する機関構造を当然には置かない。

エ：持分会社に取締役会制度はない。

総合解説：株式会社の機関分化に対し、持分会社は原則として社員が所有者かつ業務執行者となる点が特徴である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0089

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：応用

持分会社の代表に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：持分会社を代表できるのは必ず監査役である。

イ：業務を執行する社員は原則として持分会社を代表するが、定款又は定款の定めに基づく社員の互選等により代表社員を定めることができる。

ウ：社員は一切会社を代表できない。

エ：持分会社の代表者は裁判所が毎年選任する。

答え・解説

正答：イ

ア：持分会社に株式会社の監査役制度が当然にあるわけではない。

イ：持分会社では業務執行社員と代表権が密接に結び付くが、代表社員を限定することもできる。

ウ：業務執行社員が原則として代表する。

エ：会社内部の定款・社員関係に基づき定める。

総合解説：持分会社では『業務執行社員』と『代表社員』を区別しつつ、原則関係を理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0090

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：応用

持分会社の社員が自己の持分を第三者へ譲渡する場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア：他の社員全員の承諾を要するのが原則である。

イ：社員は他の社員に知らせず常に自由に持分を譲渡できる。

ウ：持分は法律上いかなる場合も譲渡できない。

エ：持分譲渡には会社債権者全員の同意だけが必要で、社員の承諾は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：持分会社は社員間の人的信頼関係を重視するため、株式会社の株式譲渡より厳しい承諾原則が採られている。

イ：人的会社性から原則として他の社員の承諾が必要である。

ウ：所定の承諾等があれば譲渡できる。

エ：原則として他の社員の承諾が問題となる。

総合解説：持分会社の閉鎖性は、社員加入・持分譲渡・定款変更の規律に表れる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0091

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：標準

持分会社の定款変更に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：代表社員一人が自由に定款を変更できる。

イ：定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって定款を変更する。

ウ：持分会社の定款は設立後一切変更できない。

エ：定款変更は株主総会の特別決議による。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として総社員の同意が必要である。

イ：社員の権利義務や責任関係に直接影響するため、人的会社では原則として総社員同意が要求される。

ウ：所定の手続で変更できる。

エ：持分会社には株式会社の株主総会制度をそのまま用いない。

総合解説：持分会社の意思決定は定款自治が広い一方、デフォルトルールとして総社員同意が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0092

資金調達・計算・持分会社 > 持分会社 | 難易度：基礎

持分会社の社員の会社債権者に対する責任に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：合同会社の社員は全員、会社債務について常に個人財産で無限責任を負う。

イ：合名会社の社員は出資を履行すれば会社債務への責任を一切負わない。

ウ：無限責任社員は会社財産で債務を完済できない場合等に会社債権者へ無限責任を負い、有限責任社員の責任は原則として未履行の出資価額等の範囲に限定される。

エ：有限責任社員と無限責任社員の対外責任は完全に同じである。

答え・解説

正答：ウ

ア：合同会社社員は有限責任社員である。

イ：合名会社社員は無限責任社員である。

ウ：社員の対外責任は会社類型を分ける核心であり、出資を履行した有限責任社員は会社債務について無限に責任を負わない。

エ：責任範囲が異なる。

総合解説：持分会社では会社自身の債務と社員の補足的・直接的責任を、責任形態別に整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0093

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：応用

吸収合併の法的効果として最も適切なものはどれか。

ア：消滅会社の権利だけが承継され、債務は消滅する。

イ：各契約相手方の個別同意がなければ一切の権利義務を承継できない。

ウ：消滅会社の権利義務は、原則として吸収合併存続会社に包括的に承継される。

エ：吸収合併では存続会社も必ず解散し、新会社だけが成立する。

答え・解説

正答：ウ

ア：合併では権利だけでなく義務も包括的に承継される。

イ：合併は個別承継ではなく包括承継が基本である。

ウ：吸収合併では消滅会社の法人格が消滅し、その権利義務は個別の譲渡手続ではなく包括承継される。

エ：それは新設合併の構造に近く、吸収合併では存続会社が残る。

総合解説：合併と事業譲渡の大きな違いは、権利義務の移転が包括承継か個別承継かにある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0094

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：標準

A社とB社がともに消滅し、新たに設立されるC社が両社の権利義務を承継する組織再編として最も適切なものはどれか。

ア：新設合併。

イ：吸収合併。

ウ：株式交換。

エ：株式交付。

答え・解説

正答：ア

ア：新設合併では、合併当事会社が消滅し、新たに設立される会社が権利義務を承継する。

イ：吸収合併では既存の一方の会社が存続する。

ウ：株式交換は完全親子会社関係を形成する制度で、当事会社が合併により消滅するものではない。

エ：株式交付は既存株式会社が他の株式会社を子会社化する制度である。

総合解説：吸収合併は既存会社が存続、新設合併は新会社を設立する点が核心である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0095

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：応用

株式会社が重要な吸収合併を行う場合の株主意思確認について、原則として最も適切なものはどれか。

ア：代表取締役の口頭同意だけで常に合併できる。

イ：合併は株主に影響しないため株主総会の関与はない。

ウ：効力発生日までに株主総会の承認を得る必要があり、通常は特別決議が問題となる。

エ：合併承認は監査役会の全員一致だけで足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として株主総会承認が必要である。

イ：株主の持分・対価・会社の存続等へ重大な影響を与える。

ウ：合併は株主の地位や会社財産へ重大な影響を与えるため、原則として株主総会による厳格な承認が求められる。

エ：監査役会は合併承認の株主総会を代替する一般権限を持たない。

総合解説：簡易・略式手続の例外はあるが、まず原則として株主総会承認が必要と理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0096

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：応用

合併に際して会社債権者を保護する制度として最も適切なものはどれか。

ア：合併は株主だけの問題なので債権者保護手続は存在しない。

イ：債権者が一人でも異議を述べれば合併は永久に禁止される。

ウ：一定の債権者に異議を述べる機会を与え、異議がある場合には弁済・担保提供等の対応を要する場合がある。

エ：債権者保護は合併後10年経過してから行う。

答え・解説

正答：ウ

ア：会社債権者保護のための異議手続がある。

イ：異議に対し弁済・担保提供等を行って手続を進められる場合がある。

ウ：合併では債務者となる会社や責任財産が変動するため、会社法は債権者異議手続を設けている。

エ：原則として効力発生前に所定の手続を行う。

総合解説：組織再編では株主保護だけでなく、責任財産の変化に対応する債権者保護が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0097

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：基礎

吸収合併に反対する株主が、法定手続に従って会社から離脱したい。利用できる制度として最も適切なものはどれか。

- ア：一定の要件を満たす反対株主は、会社に対して自己の株式を公正な価格で買い取るよう請求できる。
- イ：反対株主は会社の全財産を分配するよう請求できる。
- ウ：合併に反対しても株主には一切の退出手段がない。
- エ：反対株主は他の全株主の株式を取得しなければならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：組織再編に反対する株主には、所定の手続の下で投下資本を回収する株式買取請求権が認められる。
- イ：株式買取請求は自己の株式の公正価格での買取りを求める制度である。
- ウ：一定の反対株主には株式買取請求権がある。
- エ：そのような義務はない。

総合解説：株式買取請求は、多数決で成立する組織再編から反対株主を保護する制度である。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0098

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：基礎

会社分割の基本的な法的効果として最も適切なものはどれか。

- ア：会社分割では株主個人の全財産が承継会社へ移転する。
- イ：会社分割は契約ごとに必ず個別譲渡する事業譲渡と同一である。
- ウ：会社分割では分割会社が必ず消滅する。
- エ：分割会社の事業に関して分割契約又は分割計画で定めた権利義務を、承継会社又は新設会社が包括的に承継する。

答え・解説

正答：エ

- ア：承継対象は会社の事業に関する権利義務である。
 - イ：会社分割は計画等で定めた権利義務の包括承継が基本である。
 - ウ：分割会社が存続する形態もある。
 - エ：会社分割では、対象とされた権利義務が組織法上の効果によって承継される。
- 総合解説：会社分割と事業譲渡は事業移転の手法だが、承継方式が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0099

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：標準

既存のB社がA社の事業に関する権利義務の一部を承継する会社分割は、原則として何と呼ばれるか。

- ア：吸収分割。
- イ：新設分割。
- ウ：株式移転。
- エ：事業譲渡。

答え・解説

正答：ア

ア：吸収分割では既存会社が承継会社となる。新設分割では新たに設立する会社が承継する。
イ：新設分割では承継会社を新たに設立する。
ウ：株式移転は新設完全親会社を形成する制度である。
エ：個別承継を基本とする契約上の事業移転であり会社分割とは異なる。
総合解説：吸収・新設の区別は、承継会社が既存か新設かで判断する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0100

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：基礎

株式交換の法的効果として最も適切なものはどれか。

- ア：株式交換をすると両社が必ず消滅する。
- イ：株式交換完全親会社が、効力発生日に株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得する。
- ウ：株式交換では子会社株式の一部だけを取得して20%出資にする制度である。
- エ：株式交換では必ず新しい親会社を設立する。

答え・解説

正答：イ

ア：会社は存続し、完全親子会社関係が形成される。
イ：株式交換は既存会社間で100%の親子会社関係を形成するための組織再編である。
ウ：完全子会社化を目的とする制度である。
エ：新設親会社を作る制度は株式移転である。
総合解説：株式交換は既存の親会社を用いる完全子会社化、株式移転は新設親会社による完全子会社化と整理する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0101

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：基礎

株式移転に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：一又は二以上の株式会社が、その発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させ、完全親子会社関係を形成する。

イ：既存会社が別の既存会社を完全子会社化する制度である。

ウ：対象会社の事業資産だけを個別に移転する制度である。

エ：株式移転では新会社は設立されない。

答え・解説

正答：ア

ア：株式移転では新設される会社が完全親会社となり、既存会社が完全子会社となる。

イ：それは株式交換の基本構造である。

ウ：株式自体を新設親会社に取得させる。

エ：新たな完全親会社を設立する制度である。

総合解説：持株会社を新設する場合などで株式移転が利用される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0102

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：標準

A社がB社を完全子会社にすることまでは求めず、B社株主からB社株式を譲り受け、自社株式等を対価としてB社を新たに子会社化したい。この目的に適した会社法上の制度として最も適切なものはどれか。

ア：株式交換。

イ：新設合併。

ウ：株式交付。

エ：新設分割。

答え・解説

正答：ウ

ア：株式交換は原則として対象会社の発行済株式全部を取得して完全子会社化する。

イ：両社が消滅して新会社を作る制度であり、設問の目的と異なる。

ウ：株式交付は、株式会社が他の株式会社を新たに子会社とするため、その株式を譲り受け、対価として自社株式等を交付する制度である。

エ：事業に関する権利義務を新会社へ承継させる制度である。

総合解説：株式交付は株式交換より柔軟な子会社化手法であり、完全子会社化を要しない点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0103

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：基礎

吸収合併等が存続会社側に与える影響が一定の軽微な範囲にとどまる場合に、存続会社側の株主総会承認を省略できる制度の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：全ての組織再編で株主総会を禁止するため。

イ：株主への影響が比較的小さい組織再編について、意思決定の機動性を確保するため。

ウ：債権者保護手続を一切不要にするため。

エ：消滅会社を必ず存続させるため。

答え・解説

正答：イ

ア：一定の要件を満たす場合に限る例外制度である。

イ：簡易組織再編は、一定の軽微な再編について株主総会を省略し、手続コストと株主保護を調整する制度である。

ウ：株主総会承認の省略と債権者保護手続は別の問題である。

エ：組織再編の存続関係を変更する趣旨ではない。

総合解説：簡易手続は重要性の低い再編に対する株主総会省略の例外である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0104

組織再編・事業譲渡・解散 > 合併・会社分割・株式交換・移転・交付 | 難易度：標準

ある株式会社の議決権の大部分を特別支配会社が保有している場合に、一定の組織再編で被支配会社側の株主総会承認を省略できる制度の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：再編の規模が小さいことだけを理由に省略する。

イ：支配関係上、株主総会を開催しても承認結果が事実上明らかな場合に手続を合理化するため。

ウ：少数株主の権利を全て消滅させるため。

エ：会社債権者が株主総会に代わって承認するため。

答え・解説

正答：イ

ア：それは簡易組織再編の発想であり、略式は支配関係が基礎となる。

イ：略式組織再編は特別支配関係を前提に株主総会承認を省略する制度で、簡易組織再編とは根拠が異なる。

ウ：反対株主保護等の制度は別途存在する。

エ：債権者が株主総会承認を代替する制度ではない。

総合解説：簡易＝取引規模の軽微性、略式＝特別支配関係という違いを区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0105

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

事業譲渡と会社分割の法的性質の違いとして最も適切なものはどれか。

ア：両者とも常に全ての権利義務が自動的に包括承継される。

イ：事業譲渡は必ず譲渡会社が解散するが、会社分割は必ず存続する。

ウ：事業譲渡は契約による個別承継を基本とするのに対し、会社分割は分割契約又は計画で定めた権利義務の包括承継を基本とする。

エ：会社分割は株式の売買だけを意味し、事業に関する権利義務は移転しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：事業譲渡は原則として個別承継である。

イ：事業譲渡後も譲渡会社は存続し得る。

ウ：事業譲渡では個々の契約・債務等について移転手続が問題となる一方、会社分割は組織法上の包括承継である。

エ：会社分割では事業に関する権利義務を承継させる。

総合解説：事業移転の方法を比較する際は、個別承継か包括承継かを軸に整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0106

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：基礎

株式会社が事業の全部を他社へ譲渡する場合の会社法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア：代表取締役が単独で決定すれば、株主総会は常に不要である。

イ：監査役承認だけで足りる。

ウ：効力発生日の前日までに株主総会の特別決議による承認を受ける必要がある。

エ：事業譲渡は株主に影響しないため、会社法上の特別手続はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：事業全部の譲渡は原則として株主総会特別決議が必要である。

イ：監査役は事業譲渡承認の代替機関ではない。

ウ：事業全部の譲渡は会社の事業基盤を大きく変えるため、株主総会の厳格な承認が要求される。

エ：会社の事業構成に重大な影響を与えるため規律がある。

総合解説：事業全部又は重要な一部の譲渡では株主総会承認が中心論点となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0107

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

A社がB社へ事業を譲渡したが、A社と顧客Cとの契約上の地位をB社へ移すことについてCの同意を得ていない。事業譲渡の原則的性質からみた説明として最も適切なものはどれか。

ア：事業譲渡契約だけで、相手方の権利を含む全契約が当然に移転する。

イ：事業譲渡後は元の契約が当然に消滅する。

ウ：顧客の同意は会社分割でのみ必要で、事業譲渡では絶対に不要である。

エ：事業譲渡は個別承継を基本とするため、契約上の地位の移転には相手方の同意等が必要となることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：個別承継が原則である。

イ：契約移転の要件を満たさない限り当然消滅するものではない。

ウ：むしろ事業譲渡では個別承継ゆえ相手方同意が問題となりやすい。

エ：事業譲渡は合併・会社分割のような包括承継ではないため、契約・債務の移転には個別の法的手当てが必要となる。

総合解説：事業譲渡の実務では、契約上の地位・債務・許認可・従業員関係等の個別移転が重要となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0108

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

株主総会承認を要する重要な事業譲渡に反対する株主の保護制度として最も適切なものはどれか。

ア：反対株主は会社債権者の債権を全て買い取らなければならない。

イ：事業譲渡では反対株主保護は一切存在しない。

ウ：反対株主は会社の事業譲渡契約を自動的に無効にできる。

エ：一定の要件を満たす反対株主には、自己の株式を公正な価格で買い取るよう会社に請求する制度がある。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような義務はない。

イ：一定の場合に株式買取請求権が認められる。

ウ：反対だけで契約が当然無効になるわけではない。

エ：重要な事業譲渡は会社の性格を大きく変え得るため、多数決に反対する株主の退出手段が設けられている。

総合解説：組織再編・事業譲渡では、株主総会決議と反対株主の株式買取請求をセットで理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0109

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

事業譲渡後に譲渡会社へ一定の競業避止義務が課される趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：譲渡会社を必ず解散させるため。

イ：譲受会社に株主総会の議決権を与えるため。

ウ：会社債権者の債権を消滅させるため。

エ：譲受会社が取得した事業上の顧客関係や営業価値を、譲渡会社の直ちの競業によって害されないよう保護するため。

答え・解説

正答：エ

ア：競業避止義務と会社の解散は別問題である。

イ：競業避止義務は事業価値保護の制度である。

ウ：債権消滅を目的とする制度ではない。

エ：事業譲渡では営業上の組織的価値も移転対象となるため、譲渡人の競業を一定範囲で制限する規律がある。

総合解説：事業譲渡では有形資産だけでなく営業上の価値が移転するため、競業規制が設けられている。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0110

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：基礎

会社法上の「組織変更」の説明として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社が別の株式会社を吸収して一社になること。

イ：株式会社が持分会社へ、又は持分会社が株式会社へ会社形態を変更する制度である。

ウ：会社の本店所在地だけを変更すること。

エ：会社が一部事業を別会社へ移すこと。

答え・解説

正答：イ

ア：それは合併である。

イ：組織変更は同一法人の会社類型を変更する制度で、合併のように別法人へ権利義務を承継させるものではない。

ウ：本店移転は組織変更ではない。

エ：それは会社分割や事業譲渡等の論点である。

総合解説：組織変更は法人格の同一性を維持したまま株式会社と持分会社の間で会社形態を変える制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0111

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

株式会社Aが合同会社へ組織変更した場合の法人格について最も適切な説明はどれか。

ア：株式会社Aは必ず一度消滅し、無関係な新法人が設立される。

イ：法人格が消滅するため、全契約を必ず新会社と再締結しなければならない。

ウ：組織変更後も法的には株式会社のままで、名称だけ合同会社になる。

エ：組織変更の前後で法人格の同一性は維持され、A社が別法人へ包括承継されるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：組織変更では同一法人が形態を変更する。

イ：組織変更前後で法人格は継続する。

ウ：会社類型そのものが変更される。

エ：組織変更は同一会社が会社類型を変更する制度であり、合併のような法人間の承継とは異なる。

総合解説：組織変更では権利義務主体の同一性が維持される点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0112

組織再編・事業譲渡・解散 > 事業譲渡・組織変更 | 難易度：標準

重要な事業譲渡と合併を比較した場合の債権者保護について最も適切な説明はどれか。

ア：事業譲渡でも合併と完全に同一の包括的債権者異議手続が必ず適用される。

イ：事業譲渡では債務を第三者へ移しても債権者の利益は一切考慮されない。

ウ：事業譲渡は個別承継であるため、合併のような一般的な債権者異議手続ではなく、債務移転等について個別の債権者同意が問題となる。

エ：合併では債権者保護手続が存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：事業譲渡は個別承継であり、制度構造が異なる。

イ：債務引受等には債権者の同意が問題となる。

ウ：合併は包括承継であるため法定の債権者異議手続が置かれる一方、事業譲渡では個別承継のルールで債権者を保護する。

エ：合併には法定の債権者異議手続がある。

総合解説：事業譲渡と組織再編の違いは、株主承認だけでなく債権者保護の仕組みにも表れる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0113

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：標準

株式会社の解散原因として最も適切なものはどれか。

ア：営業利益が1期でも赤字になれば自動的に解散する。

イ：定款で定めた存続期間の満了、解散事由の発生、株主総会の決議、合併により会社が消滅する場合などがある。

ウ：代表取締役が退任すれば会社は必ず解散する。

エ：株主が一人になった時点で株式会社は必ず解散する。

答え・解説

正答：イ

ア：赤字だけで当然に解散するわけではない。

イ：会社法は株式会社の解散原因を列挙しており、株主総会決議や定款上の事由などが含まれる。

ウ：役員退任と会社解散は別問題である。

エ：一人株主の株式会社も認められる。

総合解説：解散は会社の営業活動を終結させ清算へ移行させる法的原因である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0114

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：標準

解散した株式会社の法的地位について最も適切なものはどれか。

ア：解散と同時に法人格が完全に消滅し、債務も全て消える。

イ：解散後も従前どおり無制限に新規事業を拡大することが清算目的である。

ウ：清算の目的の範囲内で法人格を存続し、清算株式会社として債権取立てや債務弁済等を行う。

エ：解散後は会社債権者への弁済を行ってはならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：清算終了までは法人格が存続する。

イ：清算会社の活動は清算目的の範囲に制限される。

ウ：解散したからといって直ちに法人格が消滅するわけではなく、清算終了まで清算目的の法人として存続する。

エ：債務弁済は清算の主要な職務である。

総合解説：解散と法人格消滅の時点を混同しない。法人格の消滅は清算終了と結び付く。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0115

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：標準

清算株式会社の清算人の職務として最も適切なものはどれか。

ア：新規事業を積極的に開始し、会社を恒久的に存続させる。

イ：現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配等を行う。

ウ：株主総会を廃止して全ての株主権を消滅させる。

エ：会社債務を無視して先に残余財産を株主へ分配する。

答え・解説

正答：イ

ア：清算目的に反する。

イ：清算人は会社の通常営業を拡大するのではなく、会社関係を整理して法人格を終結させる。

ウ：清算中も会社法上の株主関係は一定範囲で存続する。

エ：債権者への弁済等を経て残余財産を分配する。

総合解説：清算人の役割は、事業経営ではなく会社財産と法律関係の整理である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0116

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：標準

清算株式会社が残余財産を株主へ分配する時期について最も適切な説明はどれか。

ア：解散決議直後に債権者への弁済より先に全財産を株主へ分配する。

イ：会社債務を弁済し、必要な債務処理を行った後に残余財産を株主へ分配する。

ウ：残余財産は必ず国に帰属し、株主には分配できない。

エ：債務が未確定でも、清算人の判断だけで全額分配してよい。

答え・解説

正答：イ

ア：債権者保護に反する。

イ：会社債権者は株主より優先して会社財産から弁済を受けるため、残余財産分配は債務処理後となる。

ウ：債務処理後の残余財産は株主へ分配される。

エ：債権者保護を害する分配は認められない。

総合解説：会社債権者保護の観点から、清算では債務弁済が株主への残余財産分配に先行する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0117

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：応用

株式会社が定款を変更する場合の原則的な会社機関の決議として最も適切なものはどれか。

ア：代表取締役の単独決定。

イ：監査役会の普通決議。

ウ：従業員の過半数投票。

エ：株主総会の特別決議。

答え・解説

正答：エ

ア：原則として株主総会特別決議が必要である。

イ：監査役会に定款変更権限はない。

ウ：会社法上の定款変更機関ではない。

エ：定款は会社の基本規則であり、その変更は株主の権利関係へ重要な影響を与えるため原則として特別決議が必要である。

総合解説：定款変更は株主総会の重要な専権事項であり、特別決議事項の代表例である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0118

組織再編・事業譲渡・解散 > 解散・清算・定款変更 | 難易度：基礎

株式会社が株主総会で解散を決議した後の説明として最も適切なものはどれか。

ア：解散決議の瞬間に全債権債務が当然に消滅する。

イ：解散後は株主も債権者も会社に対し一切の権利を持たない。

ウ：解散決議だけでは法人格は直ちに消滅せず、原則として清算手続を経て清算が終了するまで会社は存続する。

エ：解散決議後も清算手続は法律上禁止される。

答え・解説

正答：ウ

ア：清算手続により債権債務を処理する必要がある。

イ：清算過程でそれぞれの権利が処理される。

ウ：解散は通常業務から清算段階へ移行する契機であり、法人格の最終消滅とは区別される。

エ：清算手続へ移行するのが原則である。

総合解説：解散・清算・法人格消滅を時間軸で整理することが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0119

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：基礎

商法上の「商人」の定義として最も適切なものはどれか。

ア：自己の名をもって商行為をすることを業とする者。

イ：他人の名だけを使って一度だけ私的売買をする者。

ウ：会社の従業員であれば職務内容を問わず当然に独立した商人となる。

エ：営利目的を持たない全ての自然人。

答え・解説

正答：ア

ア：商法4条は、自己の名で商行為を反復継続して営業として行う者を商人とする。

イ：自己の名をもって商行為を業とするという要件を満たさない。

ウ：従業員であることだけで自己名義の商人になるわけではない。

エ：商法上の商人の定義とは異なる。

総合解説：商人概念は商法総則・商行為規定の適用範囲を決める基礎である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0120

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：応用

当事者の一方にとってのみ商行為となる取引について、商法の原則として最も適切な説明はどれか。

ア：商人側にだけ商法が適用され、相手方には一切適用されない。

イ：商法の規定は、原則としてその取引の双方に適用される。

ウ：民法も商法も適用されない無規律の取引となる。

エ：相手方が自然人なら取引自体が無効となる。

答え・解説

正答：イ

ア：一方的商行為でも原則として双方に商法が適用される。

イ：商法3条は、一方当事者のために商行為となる行為について商法を双方に適用すると定める。

ウ：商法・民法の規律が適用される。

エ：相手方の属性だけで無効にはならない。

総合解説：商行為規定の適用は、双方が商人である場合だけに限定されない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0121

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：標準

商人の商業帳簿に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：商人には帳簿作成義務がなく、口頭記録だけでよい。

イ：商人は適時に正確な会計帳簿及び貸借対照表を作成し、帳簿閉鎖時から10年間、商業帳簿及び営業に関する重要資料を保存する。

ウ：商業帳簿は事業年度終了と同時に必ず廃棄する。

エ：保存義務の対象は貸借対照表だけで、会計帳簿は含まれない。

答え・解説

正答：イ

ア：商業帳簿の作成義務がある。

イ：商法19条は、商業帳簿の作成と10年間の保存を定めている。

ウ：帳簿閉鎖時から10年間保存する。

エ：商業帳簿には会計帳簿と貸借対照表が含まれる。

総合解説：会社法上の会計帳簿制度と混同せず、商法上の商人にも商業帳簿規律があることを押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0122

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：基礎

商人が選任した支配人の代理権に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：支配人は裁判外の行為を一切できない。

イ：商人が内部的に付した代理権制限は、善意の第三者にも常に対抗できる。

ウ：支配人は営業に関係のない自然人固有の身分行為も商人に代わって行える。

エ：支配人は営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、その代理権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

答え・解説

正答：エ

ア：裁判上・裁判外の双方について広い代理権を持つ。

イ：善意の第三者には対抗できない。

ウ：代理権は営業に関する行為に及ぶ。

エ：支配人には営業所の営業について包括的な代理権が与えられ、内部的制限によって取引安全を害さないよう善意第三者が保護される。

総合解説：支配人制度は企業活動の機動性と第三者の取引安全を両立させる商法上の代理制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0123

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：標準

商人Aが行った行為が営業目的か私生活上の行為か判然としない。この場合の商法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア：商人の行為は、その営業のためにするものと推定される。

イ：商人の行為は全て私生活上の行為と推定される。

ウ：商人の行為については商行為かどうかを一切判断しない。

エ：営業目的の行為でも、主たる絶対的商行為でなければ商行為にはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：商法503条は商人の行為を営業のためにするものと推定し、附属的商行為の適用を容易にしている。

イ：推定方向が逆である。

ウ：商行為性は法適用上重要である。

エ：営業のためにする附属的行為も商行為となる。

総合解説：商人の営業活動に付随する借入れや設備購入等も附属的商行為となり得る。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0124

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：応用

AとBが共同で、そのうち少なくとも一人のために商行為となる取引により同一の債務を負担した。商法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア：AとBの債務は当然に半額ずつの分割債務となる。

イ：債務は商人でない当事者について当然に消滅する。

ウ：AとBは各自、連帯してその債務を負担する。

エ：債権者はA又はBの一方に全額請求することを禁止される。

答え・解説

正答：ウ

ア：商法上は連帯負担が原則である。

イ：一方的商行為の規律もあり、当然消滅しない。

ウ：商法511条は、数人がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担した場合、連帯責任を原則とする。

エ：連帯債務では各債務者に全額請求できる。

総合解説：商取引では債権回収の確実性を高めるため、多数当事者債務について連帯の特則が置かれている。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0125

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：基礎

商人Aが、日頃から継続的に取引しているBから、Aの営業の部類に属する契約の申込みを受けたが、遅滞なく諾否の通知をしなかった。商法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：Aはその申込みを承諾したものとみなされる。

イ：申込みは当然に無効となる。

ウ：Aは必ず申込みを拒絶したものとみなされる。

エ：平常取引関係の有無や営業の部類は一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：商法509条は、平常取引をする者から営業の部類に属する申込みを受けた商人に諾否通知義務を課し、怠った場合に承諾擬制を置く。

イ：通知を怠ると承諾したものとみなされる。

ウ：結論が逆である。

エ：この特則の適用要件として重要である。

総合解説：商取引の迅速性を確保するため、継続的取引関係では沈黙に特別な効果が与えられる場合がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0126

商法・金融商品取引法 > 商人・商行為・商事売買等 | 難易度：標準

商人間の売買で買主が商品を受領し、直ちに検査すれば分かる数量不足を発見したにもかかわらず、売主へ通知しなかった。商法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア：買主は何年経過しても通知なしで当然に全ての救済を行使できる。

イ：買主は原則として、その不適合を理由とする追完請求・代金減額・損害賠償・解除をすることができなくなる。

ウ：検査義務を負うのは売主だけで、買主にはない。

エ：売主が不適合を知っていた場合でも、買主は必ず同じ通知失権ルールに服する。

答え・解説

正答：イ

ア：商事売買には検査・通知の特則がある。

イ：商法526条は商人間売買の迅速な処理のため、買主に遅滞ない検査と、不適合発見時の直ちの通知を求める。

ウ：買主に遅滞ない検査義務が課される。

エ：売主が不適合について悪意の場合には通知失権の特則は適用されない。

総合解説：商事売買では、受領後の検査・通知義務と、直ちに発見できない種類・品質不適合の6か月ルール、売主悪意の例外を整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0127

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：応用

金融商品取引法における企業内容等の開示制度の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア：投資者が投資判断に必要な企業情報を適時・適切に入手できるようにし、資本市場の公正性・透明性と投資者保護を確保すること。

イ：上場会社の利益額を国が保証すること。

ウ：投資者に特定銘柄の購入を行政が推奨すること。

エ：会社法上の株主総会を廃止すること。

答え・解説

正答：ア

ア：発行開示・継続開示などを通じて情報の非対称性を緩和し、投資者の合理的な意思決定を支えることが制度の中心である。

イ：開示制度は利益や投資成果を保証する制度ではない。

ウ：投資判断のための情報提供を制度化するもので、投資推奨制度ではない。

エ：企業内容開示と会社機関制度は別の規律である。

総合解説：企業法の金商法分野では、開示義務の個別条文だけでなく投資者保護という制度目的を理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0128

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：基礎

一般投資者に対する新規発行有価証券の取得勧誘について、金融商品取引法上の「募集」に該当する典型的な基準として最も適切なものはどれか。

ア：原則として50名以上の者を相手方として行う取得勧誘。

イ：勧誘対象が1名であれば、他の条件に関係なく必ず募集となる。

ウ：新規発行有価証券には募集という概念は適用されない。

エ：募集かどうかは発行会社の従業員数だけで決まる。

答え・解説

正答：ア

ア：株券等の一般的な有価証券では、多数の一般投資者を相手方とする新規発行の取得勧誘が募集として発行開示規制の対象となる。

イ：一般的な人数基準とは異なる。

ウ：新規発行有価証券の取得勧誘が募集概念の中心である。

エ：勧誘の相手方や有価証券の性質等により判断する。

総合解説：募集・私募の区分は発行開示義務の入口であり、50名基準だけでなく適格機関投資家向け等の特則も別途存在する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0129

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

令和9年第I回短答式の法令基準日である2026年4月1日現在、一般投資者向けの募集に該当し、発行価額総額が1億円以上となる株式発行について、原則的な発行開示として最も適切なものはどれか。

ア：金額にかかわらず、募集であっても有価証券届出書は一切不要である。

イ：届出書は投資者が任意に作成し、発行者には提出義務がない。

ウ：有価証券届出書は会社法だけに基づく登記書類である。

エ：発行者は有価証券届出書を内閣総理大臣に提出する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：一定規模以上の募集・売出しには届出が必要である。

イ：提出主体は発行者である。

ウ：金融商品取引法上の発行開示書類である。

エ：基準日現在、一般的な募集・売出しでは1億円基準が有価証券届出書の提出要否を判断する重要な基準となる。

総合解説：1億円基準については後の制度改革と混同せず、本問題群は2026年4月1日現在の第I回短答式基準で作成している。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0130

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

有価証券届出書を提出した募集について、届出の効力発生前の有価証券取得に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア：届出書を作成する予定があれば、提出前でも自由に取得させられる。

イ：届出が効力を生じる前に、投資者に当該有価証券を取得させることは原則としてできない。

ウ：届出の効力発生は有価証券の取得と全く関係しない。

エ：効力発生前は発行会社そのものが法人格を失う。

答え・解説

正答：イ

ア：法定の届出・効力発生に関する規律を満たす必要がある。

イ：発行開示では投資者が必要情報を検討する機会を確保するため、届出の効力発生と取得の時期が規律される。

ウ：取得させる時期に直接関係する。

エ：届出制度と法人格は無関係である。

総合解説：『届出をしたこと』と『届出が効力を生じたこと』を区別するのがポイントである。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0131

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：基礎

上場有価証券等の発行者が提出する有価証券報告書の原則的な提出期限として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度経過後10年以内（考え方：継続開示としては遅すぎる）。

イ：事業年度開始前（考え方：報告対象となる事業年度の終了後に提出する）。

ウ：提出期限は存在せず、会社が自由に決める（考え方：法定の提出期限がある）。

エ：事業年度経過後3か月以内（考え方：金融商品取引法24条は、対象となる発行者に事業年度ごとの有価証券報告書を原則3か月以内に提出することを求める）。

答え・解説

正答：エ

ア：継続開示としては遅すぎる。

イ：報告対象となる事業年度の終了後に提出する。

ウ：法定の提出期限がある。

エ：金融商品取引法24条は、対象となる発行者に事業年度ごとの有価証券報告書を原則3か月以内に提出することを求める。

総合解説：有価証券報告書は継続開示の中心書類であり、3か月以内という基本期限は重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0132

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

四半期報告書制度廃止後の上場会社について、金融商品取引法上の半期報告書の原則的な提出期限として最も適切なものはどれか。

ア：半期終了後3年以内（考え方：法定の期中開示として適切でない）。

イ：毎月末から5営業日以内（考え方：大量保有報告制度等と混同している）。

ウ：上場会社には法定の半期報告書制度は存在しない（考え方：四半期報告書廃止後も半期報告書による法定期中開示がある）。

エ：半期終了後45日以内（考え方：上場会社の法定期中開示は半期報告書へ一本化され、一般的な上場会社では45日以内の提出が求められる）。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の期中開示として適切でない。

イ：大量保有報告制度等と混同している。

ウ：四半期報告書廃止後も半期報告書による法定期中開示がある。

エ：上場会社の法定期中開示は半期報告書へ一本化され、一般的な上場会社では45日以内の提出が求められる。

総合解説：四半期報告書廃止後の現行制度では、有価証券報告書と半期報告書の体系を正確に把握する必要がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0133

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

継続開示会社に投資判断上重要な一定の事象が発生した場合に提出する書類として最も適切なものはどれか。

- ア：臨時報告書。
- イ：設立時定款。
- ウ：大量保有報告書。
- エ：公開買付届出書。

答え・解説

正答：ア

ア：継続開示会社は、企業内容に重要な影響を与える法定事象が発生した場合、臨時報告書による適時の法定開示が求められる。

イ：会社法上の設立書類であり、金商法の臨時開示書類ではない。

ウ：株券等の大量保有者が提出する書類で、発行会社の重要事象の一般開示とは異なる。

エ：公開買付者が公開買付けに際して提出する書類である。

総合解説：継続開示は年次・半期だけでなく、重要事象について臨時報告書で補完される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0134

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

上場会社等の経営者が有価証券報告書や半期報告書の記載内容の適正性について確認した旨を提出する制度として最も適切なものはどれか。

- ア：確認書制度。
- イ：株主名簿制度。
- ウ：社債管理者制度。
- エ：株式買取請求制度。

答え・解説

正答：ア

ア：確認書は経営者自身の開示責任を明確化し、法定開示書類の適正性確保を促す制度である。

イ：株主の氏名・住所等を管理する会社法上の制度である。

ウ：社債権者保護の制度であり開示内容の経営者確認とは異なる。

エ：組織再編等に反対する株主保護の制度である。

総合解説：確認書と内部統制報告書はともに経営者責任を強化するが、目的・内容は異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0135

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

金融商品取引法上の内部統制報告書に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：経営者が財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を事業年度ごとに内部統制報告書として有価証券報告書と併せて提出する。

イ：監査法人が経営者に代わって内部統制報告書を作成し、自ら評価する。

ウ：内部統制報告書は5年に一度だけ任意提出する。

エ：内部統制報告書は税務申告書の一部である。

答え・解説

正答：ア

ア：内部統制の整備・運用・評価は経営者の責任であり、監査人が経営者に代わって内部統制報告書を作成する制度ではない。

イ：作成・評価主体は経営者である。

ウ：対象会社には事業年度ごとの提出義務がある。

エ：金融商品取引法上の財務報告内部統制に関する開示書類である。

総合解説：内部統制報告制度では『経営者が評価・報告、監査人が監査』という責任分担を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0136

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

対象会社の内部統制報告書に関する監査証明について最も適切な説明はどれか。

ア：内部統制報告書は経営者の自己評価なので外部監査の対象にはならない。

イ：監査証明を行えるのは発行会社の代表取締役だけである。

ウ：内部統制監査を受けると財務諸表監査は不要になる。

エ：原則として提出者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の監査証明が要求される対象となる。

イ：独立した公認会計士又は監査法人が担う。

ウ：両者は関連するが別の監査目的を持つ。

エ：経営者による内部統制評価の信頼性を高めるため、独立した公認会計士又は監査法人が監査する。

総合解説：内部統制報告書制度は財務諸表監査と一体的に運用されるが、経営者評価と監査人の監査を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0137

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：基礎

EDINETの役割として最も適切なものはどれか。

ア：株式会社の設立登記だけを行う法務局のシステム。

イ：金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類を電子的に提出・公衆縦覧するためのシステム。

ウ：証券取引所の株価を行政が決定するシステム。

エ：監査法人だけが閲覧できる非公開の会計帳簿保管システム。

答え・解説

正答：イ

ア：EDINETは金融商品取引法上の開示システムである。

イ：EDINETは法定開示書類の電子提出と投資者による閲覧を支えるインフラである。

ウ：価格決定システムではない。

エ：開示書類を公衆縦覧に供する。

総合解説：電子開示制度により、投資者は法定開示情報へ迅速にアクセスできる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0138

商法・金融商品取引法 > 企業内容等の開示・内部統制報告 | 難易度：標準

重要な虚偽記載のある有価証券報告書を提出した発行者に対する金融商品取引法上の対応として最も適切な説明はどれか。

ア：訂正報告書等の提出が問題となるほか、要件を満たせば課徴金その他の法的責任の対象となり得る。

イ：虚偽記載が重要でも、提出済みなら法律上の対応は一切ない。

ウ：虚偽開示は会社法上の定款変更だけで必ず解決する。

エ：課徴金制度はインサイダー取引だけを対象とし、開示規制違反には適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：金商法の開示規制には、情報訂正だけでなく違反抑止のための行政上・民事上・刑事上の責任制度が設けられている。

イ：訂正・課徴金等の対象となり得る。

ウ：金商法上の開示規制違反として対応が必要である。

エ：虚偽有価証券報告書等の開示規制違反も課徴金対象となり得る。

総合解説：企業法の出題範囲には開示に関する民事責任・刑事責任・行政処分（課徴金制度を含む）も明示的に含まれる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0139

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：応用

金融商品取引法上の公開買付制度の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア：買付者に必ず最安値で株式を取得させること。

イ：対象会社の取締役を国が選任すること。

ウ：全ての株式売買を取引所外で行わせること。

エ：会社支配権等に影響を及ぼし得る株券等の大量取得について、買付条件を事前開示し、株主に公平な売却機会を与えて取引の透明性・公正性を確保すること。

答え・解説

正答：エ

ア：価格を行政が最安値に固定する制度ではない。

イ：会社機関の選任制度ではない。

ウ：一定の大量取得に公開買付手続を求める制度である。

エ：公開買付制度は、支配権取得に関わる大規模な買付けを公開の手続に乗せ、投資者保護と市場の公正性を確保する制度である。

総合解説：TOBは『事前開示』と『株主への公平な売却機会』を中心目的として理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0140

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：応用

令和9年第I回短答式の基準日である2026年4月1日現在、取引所市場外で60日間に10名を超える多数の者から株券等を買付け、買付け後の株券等所有割合が5%を超える場合の原則的な規律として最も適切なものはどれか。

ア：原則として公開買付けによる必要がある。

イ：買付後5%を超えても、多数の者からの市場外買付けは公開買付規制と無関係である。

ウ：必ず株主総会の特別決議による買付承認だけで足りる。

エ：買付者は大量保有報告書だけ提出すれば公開買付けを行う必要はない。

答え・解説

正答：ア

ア：改正前制度のいわゆる5%ルールでは、市場外で多数の者から買付け、買付後5%超となる場合に公開買付けが求められる。

イ：基準日現在の5%ルールの対象となる。

ウ：公開買付規制は金商法上の買付手続の問題である。

エ：大量保有報告制度と公開買付制度は別の規制である。

総合解説：本問題は2026年5月1日施行の公開買付制度改正前、すなわち試験基準日2026年4月1日の制度を対象とする。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0141

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：基礎

2026年4月1日現在、取引所市場外で著しく少数の者から株券等を買付け、買付け後の株券等所有割合が3分の1を超える場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア：少数の者からの買付けであっても、原則として公開買付けによる必要がある。

イ：相手方が10名以内であれば、所有割合が何%になっても公開買付けは不要である。

ウ：3分の1ルールは大量保有報告書の提出期限だけを定める規則である。

エ：3分の1を超える買付けは法律上全面禁止される。

答え・解説

正答：ア

ア：改正前の3分の1ルールは、支配権に大きな影響を与える市場外取得について、相手方が少数でも公開買付けを要求する。

イ：3分の1超となる市場外買付けには規制が及ぶ。

ウ：公開買付けを義務付ける規律である。

エ：禁止ではなく原則として公開買付手続を求める。

総合解説：試験基準日では閾値は3分の1であり、2026年5月1日施行改正後の30%基準を混在させない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0142

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：標準

令和9年第I回短答式の法令基準日2026年4月1日現在の3分の1ルールについて、取引所市場内の通常の立会取引の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：市場内立会取引も2026年4月1日時点ですでに全て30%ルールの対象である。

イ：市場内立会取引は金融商品取引法の規律を一切受けない。

ウ：市場内立会取引では大量保有報告制度も常に適用されない。

エ：通常の市場内立会取引は、原則として3分の1ルールの直接の適用対象外である。

答え・解説

正答：エ

ア：30%化・市場内取引への拡大は基準日後の改正であり本試験基準には混在させない。

イ：公開買付規制の当該ルールの対象外というだけで、他の金商法規制は適用され得る。

ウ：保有割合が5%超となれば大量保有報告制度が問題となり得る。

エ：2026年5月1日施行改正前は、市場内立会取引は一定の透明性・公正性があるとの考えから原則として3分の1ルールの対象外であった。

総合解説：2026年5月1日改正が近接しているため、試験では適用日を誤らないことが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0143

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：基礎

2026年4月1日現在、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となるような公開買付けについて、全部買付義務が設けられている主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：買付者の議決権を必ず3分の2未満に抑えるため。

イ：公開買付け後に少数株主が売却できず不安定な地位に取り残されることを防ぐため。

ウ：対象会社を必ず解散させるため。

エ：大量保有報告書の提出を免除するため。

答え・解説

正答：イ

ア：一定の場合に応募株券等を全部買い付ける義務を課す制度である。

イ：支配が極めて強くなる買付けでは、応募株主の一部だけ買い付ける上限設定を制限し、退出機会を保障する必要がある。

ウ：公開買付け自体は解散を目的とする制度ではない。

エ：大量保有報告制度とは別の規律である。

総合解説：全部買付義務は、支配権取得時に残される少数株主の保護という観点で理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0144

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：基礎

公開買付者が公開買付けを開始する際の法定開示として最も適切なものはどれか。

ア：買付け終了後まで買付価格を秘密にしてよい。

イ：公開買付届出書は対象会社が買付者に代わって提出する。

ウ：公開買付開始公告を行い、その日に公開買付届出書を内閣総理大臣へ提出する。

エ：開始公告を行えば届出書は一切不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：公開買付けは条件の事前開示を前提とする。

イ：提出主体は公開買付者である。

ウ：買付期間・価格・予定数等の重要条件を事前に公表することで、株主に応募判断を行えるようにする。

エ：開始公告と公開買付届出書の双方が制度上重要である。

総合解説：公開買付制度は、買付開始前後に必要な情報を市場へ提供する発行者以外の開示制度でもある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0145

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：標準

公開買付けの対象会社による法定開示として最も適切なものはどれか。

ア：対象会社は公開買付けについて法的に一切意見を表明できない。

イ：意見表明報告書は大量保有者が自己の保有割合を報告する書類である。

ウ：対象会社は公開買付けに対する意見等を記載した意見表明報告書を提出する制度がある。

エ：意見表明報告書を提出すると、公開買付けは必ず無効となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：意見表明報告書制度がある。

イ：大量保有報告書とは別の書類である。

ウ：対象会社側の評価・質問等を投資者へ提供することで、応募判断に必要な情報を充実させる。

エ：賛否等を開示する制度であり、提出自体で無効にはならない。

総合解説：公開買付けでは買付者だけでなく対象会社側からも法定情報が提供される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0146

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：応用

上場株券等の大量保有報告制度について、2026年4月1日現在の一般報告の基本として最も適切なものはどれか。

ア：保有割合が50%を超えるまで報告は不要である。

イ：大量保有報告書は発行会社だけが提出する。

ウ：株券等保有割合が5%を超える大量保有者となった場合、原則として5営業日以内に大量保有報告書を提出する。

エ：提出期限は大量保有者となった日から10年以内である。

答え・解説

正答：ウ

ア：基本的な報告基準は5%超である。

イ：提出義務者は株券等の大量保有者である。

ウ：大量保有情報は経営への影響力や市場需給に関する重要情報であるため、5%超で迅速な開示が求められる。

エ：原則5営業日以内である。

総合解説：公開買付制度の5%ルールと大量保有報告制度の5%超基準は名称が似ているが、規制目的と要件は異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0147

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：応用

大量保有報告書提出後、保有株券等の総数が変動し、株券等保有割合が直近報告の割合から1%以上増加した。一般報告の原則として最も適切な対応はどれか。

ア：最初の大量保有報告書を提出済みなので、その後の変動は一切報告不要である。

イ：変更の日から原則5営業日以内に変更報告書を提出する。

ウ：変更報告書は発行会社の株主総会で承認後10年以内に提出すればよい。

エ：保有割合が増加した場合だけで、減少した場合は絶対に変更報告不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：1%以上の増減等は変更報告の対象となる。

イ：大量保有報告後も保有割合の重要な変動を継続開示することで、市場へ最新の支配・需給情報を提供する。

ウ：一般報告では5営業日以内が基本である。

エ：1%以上の増減が基本的な対象となる。

総合解説：大量保有報告制度では『5%超で初回報告』『その後1%以上の増減等で変更報告』をセットで覚える。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0148

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：標準

大量保有報告制度における共同保有者の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：共同で議決権行使等を行う者がいても、各人の保有分は必ず完全に切り離して計算する。

イ：共同保有者が一人でもいれば大量保有報告制度は適用除外となる。

ウ：共同保有者制度は会社法上の取締役選任だけを規律する。

エ：一定の共同保有関係がある場合には、自己の保有分だけでなく共同保有者の保有分も考慮して株券等保有割合を算定する。

答え・解説

正答：エ

ア：一定の共同保有関係では合算して考慮する。

イ：むしろ共同保有を含めた開示が重要となる。

ウ：金融商品取引法の大量保有報告制度上の概念である。

エ：名義を分散させるだけで大量保有開示を回避できないよう、共同保有関係を含めて保有割合を把握する制度となっている。

総合解説：共同保有者の詳細範囲は基準日後の改正と混同せず、本問題では2026年4月1日現在の制度原則を対象とする。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0149

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：標準

大量保有報告書等の提出方法として最も適切な説明はどれか。

ア：大量保有報告書は発行会社の社内だけに保管し、外部には開示しない。

イ：必ず紙だけで提出し、電子提出は禁止されている。

ウ：原則としてEDINETを利用して電子的に提出し、公衆縦覧に供される。

エ：大量保有報告書は税務署に法人税申告書として提出する。

答え・解説

正答：ウ

ア：市場への開示を目的とする法定報告である。

イ：EDINETによる電子提出が基本である。

ウ：大量保有情報を迅速に市場へ提供するため、電子開示システムによる提出が制度化されている。

エ：金融商品取引法上の開示書類である。

総合解説：EDINETは有価証券報告書だけでなく、大量保有報告書等の提出にも利用される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01

0150

商法・金融商品取引法 > 公開買付け・大量保有・開示責任 | 難易度：応用

重要な虚偽記載のある有価証券届出書に基づいて投資者が有価証券を取得し損害を被った場合の金融商品取引法上の説明として最も適切なものはどれか。

ア：届出書の虚偽記載について民事責任は一切存在しない。

イ：法定要件を満たせば、発行者や一定の役員等に投資者に対する損害賠償責任が生じることがある。

ウ：損害を受けた投資者は会社法上の取締役選任請求だけしかできない。

エ：虚偽記載があれば投資者の損害の有無にかかわらず、必ず同額の配当金が支払われる。

答え・解説

正答：イ

ア：金商法は投資者保護のため民事責任を規定している。

イ：発行開示の信頼性を確保するため、金商法は虚偽記載について行政・刑事だけでなく民事上の損害賠償責任も設けている。

ウ：金商法上の損害賠償請求が問題となり得る。

エ：民事責任は法定要件に基づく損害賠償の問題である。

総合解説：令和9企業法の範囲には、監査証明・開示に関する民事責任、刑事責任、行政処分が含まれる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2026-04-01